

# つらしん

- 年金請求書等に添付する住民票等の原本及び振込先金融機関証明の簡素化に関する取扱い……P.1
- 全銀協システム更改（支店名のコード化）に伴う事務処理の変更……P.40
- 障害年金業務に関する大切なお知らせ（その6）……P.58
- 再裁定グループからのお知らせ（その6）……P.84
- 市町村（合併・住所表示変更等）  
・金融機関（合併・各種変更）に関するお知らせ……P.96



## 《もくじ》

1. 年金請求書等に添付する住民票等の原本 及び振込先金融機関証明の簡素化に関する取扱い . . . . .	1
○【指示・依頼】年金請求書等に添付する 住民票及び戸籍等の原本の取扱い . . . . .	2
○【指示・依頼】年金請求書等に預金通帳の写し等 の添付を認める改正省令 . . . . .	3
2. 全銀協システム更改（支店名のコード化）に伴う事務処理の変更 . . . . .	40
○【指示・依頼】全銀協システム更改に伴う事務処理の変更 . . . . .	41
3. 障害年金業務に関する大切なお知らせ（その6） . . . . .	58
○【指示・依頼】障害厚生年金に係る裁定請求関係資料（写） の請求方法 . . . . .	59
○【指示・依頼】疑義照会（2010-535 改定請求書 にかかる取扱いについて）の回答の差し替え . . . . .	61
○【指示・依頼】20歳前障害基礎年金において初診日が 確認できる書類が添付できない場合の取扱い . . . . .	64
○【情報提供】心疾患による障害の異常検査所見 および重症心不全について . . . . .	73
○【情報提供】ヒト免疫不全ウイルス感染症に係る 認定事例の報告等について . . . . .	76
○【情報提供】診断書のホームページへの掲載 . . . . .	77
○【指示・依頼】障害の現状に関する届出により増額改定または 減額改定となった場合の診査日事務取扱の変更 . . . . .	78

4. 再裁定グループからのお知らせ（その6）	84
○ 再裁定ヘルプデスク電話照会事例 Q & A	85
5. 市町村（合併・住所表示変更等）・金融機関（合併・各種変更） に関するお知らせ	96
○ 【情報提供】市制施行に伴う住所表示等の変更 石川県野々市市（平成23年11月11日施行）	97
○ 【情報提供】金融機関の合併及び店舗名称変更 （平成23年12月15日支払から変更） （平成24年1月13日支払から変更）	101

1. 年金請求書等に添付する住民票等の原本及び振込先金融機関証明  
の簡素化に関する取扱い

【年金給付部 給付指導グループ】

- 【指示・依頼】 年金請求書等に添付する住民票及び戸籍等の原本の取扱い  
(平成 23 年 11 月 24 日 給付指 2011-288)

これまで多く寄せられたお客様からの要望にお応えするため、年金請求時等に添付いただく「住民票」等の原本について、お客様の求めに応じ、原本の写しをとらせていただき、その写しに「原本であることの証明」をしたうえで、原本をお客様にお返しすることと整理したことをお知らせするものです。

- 【指示・依頼】 年金請求書等に預金通帳の写し等の添付を認める改正省令  
(平成 23 年 11 月 24 日 給付指 2011-287)

「総務省行政評価局長から厚生労働省年金局長あてに発出されたあっせん」及び「お客様からの要望」等を踏まえ、年金請求書等に預金通帳の写し等の添付を認める省令が公布・施行（平成 23 年 11 月 18 日）されたことをお示しいたしました。

## 年金請求書等に添付する住民票及び戸籍等の原本の取扱い（指示・依頼）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター				年金事務所				
	各部（全）	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年 G	国年 G	年給 G	記録 G	適用課	徴収課	国年課	記録課	相談室
	◎		○	◎				◎	○				○	◎

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	✓	✓		

## 本部関係部

サービス推進部、年金相談部、品質管理部、業務管理部、支払部、障害年金業務部、業務渉外部

## 目的・趣旨

年金請求書等には、国民年金法施行規則等に基づき「市区町村長の証明書」、「戸籍の抄本」及び「戸籍の謄本」等の書類を添付いただくことになっております。今般、お客様から寄せられた「当該書類の原本の返却を希望する」旨のご要望等を踏まえ、改めて取扱いを整理したのでお知らせします。

## ポイント（内容）

## 1. 原則として原本の添付を求める書類

- (1) 原則として、国民年金法施行規則等に基づき添付を義務付けられている「市区町村長の証明書」、「戸籍の抄本」及び「戸籍の謄本」等にあつては、原本の添付を求めて下さい。
- (2) ただし、年金の請求以外の目的で使用することがある、次の①②に例示する書類等の原本の提示がなされ、原本の返却を求める旨の希望があつた場合には、原本のコピーを取得した上で、所属長において原本証明を行い、お客様へ原本を返却して下さい。

## ① 公的機関が証明する書類

＜例＞住民票（除票）の写し、戸籍（除籍）謄本（抄本）、外国人登録原票記載事項証明書、所得証明書、（非）課税証明書、居住証明書、在留資格証明書 等

## ② 法人が証明する書類

＜例＞源泉徴収票、在籍証明書 等

- (3) 郵送により年金請求書等が提出され、上記（2）に例示する書類等のコピーが添付されてきた場合には、上記（1）に基づき原本の添付を求めて下さい。その後、郵送等により原本の提示がなされ、原本の返却を求める旨の希望があつた場合には、原本のコピーを取得した上で、所属長において原本証明を行い、お客様へ原本を返却して下さい。

## 2. 原本の添付を求める書類

- 年金の請求を目的として、公の職務又は私人の立場において、当該請求に係る障害状態又は生計維持関係の事実等に関する証明が付されている書類にあつては、必ず原本の添付を求めて下さい。

＜例＞医師又は歯科医師の診断書、生計維持関係の事実に関する第三者証明 等

※上記取扱いを踏まえ、平成 22 年 9 月 15 日「No.2010-487 疑義照会（回答）」は取下げ整理しました。

## 照会先

本部 年金給付部 給付指導 G  
担当：笠井、小野寺  
連絡先：（直通）

審査担当チェック欄 ■

## 年金請求書等に預金通帳の写し等の添付を認める改正省令（指示・依頼）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター				年金事務所				
	各部 (全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年 G	国年 G	年給 G	記録 G	適用課	徴収課	国年課	記録課	相談室
		◎	○	◎	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	◎

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	✓	✓		

## 本部関係部

経営企画部、事業企画部、サービス推進部、年金相談部、品質管理部  
業務管理部、支払部、障害年金業務部、業務渉外部

## 目的・趣旨

「総務省行政評価局長から厚生労働省年金局長あてに発出されたあっせん」及び「お客様からの要望」等を踏まえ、「国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（平成 23 年厚生労働省令第 136 号。以下「改正省令」という。）」が平成 23 年 11 月 18 日に公布・施行され、改正省令に基づき年金請求書等に預金通帳の写し等の添付を認めることになったので、その取扱い等をお知らせします。

## ポイント（内容）

## 1. 改正省令の概要（平成 23 年 11 月 18 日年発 1118 第 1 号）【別添 1】

- 「預金通帳の記号番号」と記述されている箇所が「預金口座の口座番号」に改められました。
- 「払渡希望金融機関の証明書」と記述されている箇所に「預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」が加えられました。

## 2. 事務の取扱い（平成 23 年 11 月 18 日年管管発 1118 第 1 号）【別添 2】

- (1) 請求書等に、次の①から③のいずれかが付されている場合には、当該請求書等に記入いただいた「金融機関名、支店名（支店コード）、口座番号、口座名義人」を証明するものとして取り扱います。
- ①請求書等に押印された金融機関の証明印（金融機関の証明書）
  - ②預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類  
※預金通帳、キャッシュカード及び金融機関が発行する書類のコピー等  
※インターネット専業銀行等の場合には、インターネットからプリントアウトしたもの等
  - ③出張による年金相談等において、上記②の添付が困難であり、職員が上記②を目視で確認した場合には、請求書等に押印された当該職員の証明印
- (2) 請求書及びパンフレット等の帳票類並びに業務処理要領【マニュアル】については、順次見直しを行い、該当箇所の追加・訂正は追ってお知らせいたします。

## 3. 市区町村役場への周知（平成 23 年 11 月 18 日年管管発 1118 第 2 号）【別添 3】

- 上記 2 の事務の取扱いにあつては、市区町村役場に対し、通常業務及び事務打ち合わせ等の機会を利用して、十分に周知を行って下さい。

## 照会先

本部 年金給付部 給付指導 G  
担当：笠井、小野寺  
連絡先：（直通）

審査担当チェック欄 ■

## ○厚生労働省令第百三十六号

国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第百十条、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)第百一条、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第百五十五条、確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第百十六条、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第六十六号)第三十三条、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律(平成十九年法律第十一号)第五条及び厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(平成二十一年法律第三十七号)第二十條の規定に基づき、国民年金法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月十八日

国民年金法施行規則等の一部を改正する省令

厚生労働大臣 小宮山洋子

## 第一条(国民年金法施行規則の一部改正)

第一条 国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第八号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項第十二号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第二十一条第一項第二号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第二十五条第一項第六号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項第三号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第三十一条第一項第一号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項第十三号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第三十九条第一項第十二号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第三項第十四号中「前項」を「第一項」に、「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第四十条第一項第三号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改める。

第六十条の二第一項第五号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項第六号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第六十一条第一項第五号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項第五号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第六十三条第一項第四号及び第二項第三号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改める。

第六十三条の二中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「同条第二項第三号中」についての当該払渡希望金融機関の証明書」とあるのは「を明らかにすることができる書類」とを削る。

第六十三条の三第一項第六号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項第九号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に「預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第八十条第一項第三号イ中「払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者(口に規定する者を除く。）」を「第十六条第一項第八号イに規定する者」に、「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同号口中「払渡しを受ける機関に郵便貯金銀行の営業所等を希望する者(預金口座への払込みを希望する者を除く。）」を「第十六条第一項第八号口に規定する者」に改める。







附則第四十一条第一項第七号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項第七号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に、「預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

附則第四十五条第一項第八号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項第六号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に、「預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

附則第六十四条第一項第七号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項第七号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に、「預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

附則第六十八条第一項第七号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項第七号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に、「預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

附則第七十三条第一項第七号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第三項第三号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に、「預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

附則第七十六条第三項第四号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に、「預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

附則第七十六条第四号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に、「預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

附則第七十六条第五号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に、「預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第六十一条第二号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改める。  
第九九条 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成十四年厚生労働省令第二十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項第八号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項第七号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に、「預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

附則第三十一条第一項第八号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項第七号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に、「預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

附則第四十九条第一項第五号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項第四号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に、「預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

附則第五十三条第三号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第四項中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に、「預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第十條 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正  
(平成十九年厚生労働省令第九十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第七号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項第十号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に、「預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第十條第一項第三号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に、「預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。  
正)

第十條 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第九十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第七号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第三項第三号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に、「預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第十二條 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行規則(平成二十二年厚生労働省令第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第四号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に、「預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

同条第三項第三号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第四項第三号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に、「預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

第二十六条第一項第七号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第二項第三号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に、「預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

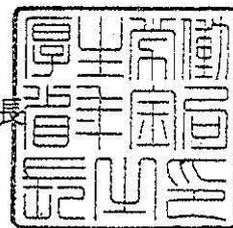
第二十七条第一項第七号及び第二項第八号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同条第三項第三号中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、「証明書」の下に、「預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」を加える。

附則 この省令は、公布の日から施行する。

年 発 1 1 1 8 第 1 号  
平成 2 3 年 1 1 月 1 8 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省年金局長



### 国民年金法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

標記については、国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第136号。以下「改正省令」という。）が平成23年11月18日に公布され、同日施行されたので通知する。

今回の改正は、「年金請求書に係る金融機関の証明の簡素化（あっせん）」（平成23年2月25日総評相第38号）により総務省行政評価局長から当職あてに発出されたあっせん（以下「あっせん」という。）の趣旨を踏まえ、所要の改正を行うものであり、改正省令の内容は下記のとおりであるので、その内容につき御了知いただくとともに、実施に当たっては、周知徹底を図り遺漏のないよう取り扱われたい。

### 記

#### 第1 改正の内容

##### 1 国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）の一部改正

- (1) 国民年金法（昭和34年法律第141号）による給付について、金融機関の預金口座への払込みを希望する者にあつては、従来、裁定の請求、未支給年金の請求又は年金払渡方法等の変更の届出を行う際に「払渡希望金融機関の証明書」の添付が義務づけられていたが、あっせんの趣旨を踏まえ、預金通帳の写し等によって手続を行うことができることとしたこと。

具体的には、従来の「払渡希望金融機関の証明書」に加え、「預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」の添付によっても手続を行うことができることとしたこと。

- (2) 同規則中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改めたことにより、預金通帳を交付していないインターネット専業銀行等の預金口座への払込みを希望する者にも払込みが可能となったこと。



## 2 その他の省令の一部改正

次の表の左欄に掲げる省令中、同表の右欄に掲げる事務に係る手続規定について、上記1の改正に準じた改正を行ったこと。

省令	事務
厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による保険給付の支給に関する事務
船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）	船員保険法（昭和14年法律第73号）による障害年金、障害手当金又は遺族年金の支給に関する事務
老齢福祉年金支給規則（昭和34年厚生省令第17号）	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）による改正前の旧国民年金法の規定による老齢福祉年金の支給に関する事務
国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令（昭和61年厚生省令第17号）	国民年金法等の一部を改正する法律による改正前の旧国民年金法、旧厚生年金保険法及び旧船員保険法の規定による年金給付（老齢福祉年金を除く。）の支給に関する事務
国民年金基金規則（平成2年厚生省令第58号）	国民年金法第115条の規定により国民年金基金が行うものとされた給付の支給に関する事務
厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成9年厚生省令第31号）	厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた旧三共済（JT、JR、NTT）組合員期間を有する者に係る年金給付の支給に関する事務
確定拠出年金法施行規則（平成13年厚生労働省令第175号）	確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第62条第1項の規定による個人型年金加入者となるための申出に関する事務
厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成14年厚生労働省令第27号）	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を

	廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた旧農林共済組合員期間を有する者に係る年金給付の支給に関する事務
特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成17年厚生労働省令第49号）	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）による特別障害給付金の支給に関する事務
厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第94号）	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成19年法律第111号）による保険給付又は給付の支給に関する事務
厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行規則（平成22年厚生労働省令第67号）	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成21年法律第37号）による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務

## 第2 施行期日

公布の日から施行するものとする。

年管管発1118第1号  
平成23年11月18日

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長



国民年金法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う事務の  
取扱いについて

国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第136号。以下「改正省令」という。）の内容については、「国民年金法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」（平成23年11月18日年発1118第1号）により厚生労働省年金局長から日本年金機構理事長あて通知されたところであるが、改正省令の施行に伴う事務の取扱いについては、下記の事項に留意し、遺漏のないよう取り扱われたい。

記

預金口座への払込みを希望する者に係る添付書類の取扱いについて、改正省令により新たに加えられた「預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類」については、次のものを認めること。

- ・ 氏名、金融機関名、金融機関の支店番号及び口座番号が記載された部分を含む預金通帳又はキャッシュカードの写し
- ・ 氏名、金融機関名、金融機関の支店番号及び口座番号の情報を含む金融機関が発行する書類





年管発 1118 第 2 号  
平成 23 年 11 月 18 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官



「国民年金市町村事務処理基準」の別表の一部改正について

国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（平成 23 年厚生労働省令第 136 号）が施行されることに伴い、国民年金市町村事務処理基準（平成 12 年 2 月 18 日付庁保発第 3 号）の別表の一部を別添のとおり改正し、平成 23 年 11 月 18 日から施行することとしたので、御了知の上、その取扱いについて各市町村に対し情報提供や協力支援を行うなどよろしく取り計らいたい。

なお、この事務処理基準の改正については、別添のとおり「「国民年金市町村事務処理基準」の別表の一部改正について」（平成 23 年 11 月 18 日付年管発 1118 第 1 号）により、地方厚生（支）局長あて通知を发出していることを申し添える。



国民年金市町村事務処理基準新旧対照表（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後			現 行		
別表			別表		
主な届書	添付書類の主なもの	備考	主な届書	添付書類の主なもの	備考
・国民年金老齢給付裁定請求書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生年月日についての市町村長の証明書又は戸籍抄本</li> <li>・年金の払渡しを受け<u>る機関に金融機関を希望しているときは、預金口座の口座番号についての当該払渡し金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類</u></li> </ul>		・国民年金老齢給付裁定請求書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生年月日についての市町村長の証明書又は戸籍抄本</li> </ul>	
・障害基礎年金裁定請求書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生年月日についての市町村長の証明書又は戸籍抄本</li> <li>・障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書</li> <li>・病歴・就労状況申立書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳未満の子又は20歳未満で施行令別表1級又は2級の障害の状態にある子があるときは、次に掲げる書類が添付されていること</li> <li>ア その者と受給権者との身分関係を明らかに</li> </ul>	・障害基礎年金裁定請求書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生年月日についての市町村長の証明書又は戸籍抄本</li> <li>・障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書</li> <li>・病歴・就労状況申立書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳未満の子又は20歳未満で施行令別表1級又は2級の障害の状態にある子があるときは、次に掲げる書類が添付されていること</li> <li>ア その者と受給権者との身分関係を明らかに</li> </ul>

<p>・遺族基礎年金裁定請求書</p>	<p>・障害基礎年金の子の加算請求に係る確認書（配偶者が児童扶養手当を受けている場合のみ） ・<u>年金の払渡しを受ける機関に金融機関を希望しているときは、預金口座の口座番号についての当該払渡し金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類</u></p> <p>・死亡診断書、死体検案書のいずれか又はそれに相当する書類</p>	<p>することができる書類 イ その者が受給権者によって生計を維持していることを明らかにすることができる書類 ウ 20歳未満で1級又は2級の障害の状態にある子があるときは、その障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書 ・次に掲げる傷病の場合はレントゲンフィルムの添付が必要 呼吸器系結核、肺化のう症、けい肺（これに類似するじん肺症を含む）、その他必要と認められるもの ・20歳前障害基礎年金を請求する者は、障害基礎年金所得状況届等が添付されていること ・配偶者が受給する児童扶養手当から障害年金の子の加算へ受給変更する場合は、児童扶養手当証書等の提示を求める。</p> <p>・1級又は2級の障害の状態にある子があるときは、医師又は歯科医師の</p>	<p>・遺族基礎年金裁定請求書</p>	<p>・障害基礎年金の子の加算請求に係る確認書（配偶者が児童扶養手当を受けている場合のみ）</p> <p>・死亡診断書、死体検案書のいずれか又はそれに相当する書類</p>	<p>することができる書類 イ その者が受給権者によって生計を維持していることを明らかにすることができる書類 ウ 20歳未満で1級又は2級の障害の状態にある子があるときは、その障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書 ・次に掲げる傷病の場合はレントゲンフィルムの添付が必要 呼吸器系結核、肺化のう症、けい肺（これに類似するじん肺症を含む）、その他必要と認められるもの ・20歳前障害基礎年金を請求する者は、障害基礎年金所得状況届等が添付されていること ・配偶者が受給する児童扶養手当から障害年金の子の加算へ受給変更する場合は、児童扶養手当証書等の提示を求める。</p> <p>・1級又は2級の障害の状態にある子があるときは、医師又は歯科医師の</p>
---------------------	---	--	---------------------	---	--

<p>・国民年金未支給年金給付請求書（障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金に限る）</p>	<p>・生年月日についての市町村長の証明書又は戸籍抄本</p> <p>・請求者、加算額対象者がいるときは、死亡者との身分関係を明らかにすることができる書類</p> <p>・請求者、加算額対象者が死亡者によって生計を維持されていたことを証明する書類</p> <p>・年金の払渡しを受ける機関に金融機関を希望しているときは、<u>預金口座の口座番号についての当該払渡し金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類</u></p> <p>・受給権者の死亡の事実を明らかにすることができる書類</p> <p>・死亡者と請求者との身分を明らかにすることができる書類及び生計を同じくしていたことを明らかにすること</p>	<p>診断書が添付されていること</p> <p>・その子が次に掲げる傷病の場合は、レントゲンフィルムの添付が必要</p> <p>呼吸器系結核、肺化のう症、けい肺（これに類似するじん肺症を含む）、その他必要と認められるもの</p>	<p>・国民年金未支給年金給付請求書（障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金に限る）</p>	<p>・生年月日についての市町村長の証明書又は戸籍抄本</p> <p>・請求者、加算額対象者がいるときは、死亡者との身分関係を明らかにすることができる書類</p> <p>・請求者、加算額対象者が死亡者によって生計を維持されていたことを証明する書類</p> <p>・受給権者の死亡の事実を明らかにすることができる書類</p> <p>・死亡者と請求者との身分を明らかにすることができる書類及び生計を同じくしていたことを明らかにすること</p>	<p>診断書が添付されていること</p> <p>・その子が次に掲げる傷病の場合は、レントゲンフィルムの添付が必要</p> <p>呼吸器系結核、肺化のう症、けい肺（これに類似するじん肺症を含む）、その他必要と認められるもの</p> <p>・年金の払渡しを受ける機関に金融機関を希望しているときは、<u>預金通帳の記号番号についての当該払渡し金融機関の証明書</u></p>
---	--	--	---	---	---

ができる書類  
・年金の払渡しを受け  
る機関に金融機関を希  
望しているときは、預  
金口座の口座番号につ  
いての当該払渡し金融  
機関の証明書、預金通  
帳の写しその他の預金  
口座の口座番号を明ら  
かにすることができる  
書類

ができる書類

改正後全文  
国民年金市町村事務処理基準

第1章 総則

(通則)

第1条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）における国民年金に関する事務の取扱いについては、国民年金法（昭和34年法律第141号。以下「法」という。）、国民年金法施行令（昭和34年政令第184号。以下「令」という。）及び国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号。以下「規則」という。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成8年政令第18号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則（平成6年厚生省令第63号）の定めるところによるほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第3項に基づくこの処理基準の定めるところにより行う。

(文書の取扱い)

第2条 被保険者（第2号被保険者及び第3号被保険者を除く。以下同じ。）その他の関係者から提出された届書、申請書、申出書又は請求書（以下「届書等」という。）の記載事項に明白な誤りがある場合においても、これが軽微なものであって容易に補正できるものであるときは、被保険者その他の関係者に適宜その誤りの補正を求め、補正されたものを受理する。

第2章 帳簿等

(備付帳簿等)

第3条 市町村において備える帳簿は、国民年金関係書類受付処理簿（以下「受付処理簿」という。）とする。

2 受付処理簿は、完結の日から3年間保存する。

(受付処理簿)

第4条 受付処理簿は、届書等の受付順に次に掲げる事項を記入する。

- (1) 受付年月日
- (2) 受付番号
- (3) 届書等の名称
- (4) 氏名
- (5) 処理経過
- (6) 報告年月日
- (7) その他必要な事項

第3章 被保険者に関する事項

(届書等の受理)

第5条 被保険者の資格に関する届書等が提出されたときは、次により処理する。

- (1) 届書等に受付印を押し、受付番号及び受付年月日を記入する。
- (2) 受付処理簿に受付番号、届書等の名称、被保険者の氏名及び受付年月日を記入する。
- (3) 届書等に添えて年金手帳（以下「手帳」という。）又は基礎年金番号通知書（以下「番号通知書」という。）が提出されたときは、受付処理簿にその旨を記入し、返付する。この場合において、氏名に変更があるときは、当該手帳の所定欄に最後に変更された氏名を記入する。
- (4) 番号通知書のみが提出されているときは、届書等の余白に「要手帳交付」と記

入する。

(5) 届書等の記載及びその添付書類に不備がないかどうかを確認する。

(6) 届書等の記載に補正できない程度の不備があるとき、又はその添付書類に著しい不備があるときは、受付処理簿に返付年月日を記入し、当該届書等を提出者に返付する。

(7) 前号の規定により返付した届書等が補正され再提出されたときは、受付処理簿に再受付年月日を記入する。

2 前項の場合において、被保険者の資格の喪失の届書（以下「資格喪失届」という。）、任意加入被保険者の資格の喪失の申出書（以下「資格喪失申出書」という。）、被保険者の種別の変更の届書（以下「種別変更届」という。）、付加保険料納付申出書（以下「付加納付申出書」という。）又は付加保険料納付辞退申出書（以下「付加納付辞退申出書」という。）に添えて手帳又は番号通知書（以下「手帳等」という。）が提出されないときは、その旨及びその理由を当該届書等に付記させる。

3 当該市町村と同一の都道府県の区域内に住所を有する日本年金機構の事務センター又は日本年金機構が定める年金事務所（以下「年金事務所等」という。）から国民年金処理結果一覧表（以下「処理結果一覧表」という。）が送付されたときは、受付処理簿に受付年月日を記入する。

（被保険者の資格取得等の届出）

第6条 前に被保険者又は第3号被保険者でなかった者から第1号被保険者となったことに係る被保険者の資格の取得の届出（以下「資格取得届」という。）又は種別変更届が提出されたときは、次の処理をする。

(1) 資格取得届又は種別変更届に記載された被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所を戸籍簿又は住民票（日本国籍を有しない者にあつては、外国人登録原票）により確認し、種別変更年月日は国民年金被保険者情報提供システムにより提供される情報（以下「被保険者情報」という。）等により確認する。また、種別変更届に基礎年金番号が記載されている場合は、種別変更届に添付された手帳等により確認する。

(2) 被保険者の資格があると認めたときは、受付処理簿に受理の年月日を記入する。

(3) 被保険者の資格がないと認めたときは、次の処理をする。

ア 受付処理簿に却下通知年月日を記入する。

イ 被保険者の資格のない旨及びその理由を届出者に通知する。この場合において、手帳等が提出されているときは、併せてこれを返付し、受付処理簿に返付年月日を記入する。

(4) 第2号の処理をしたときは、当該資格取得届又は種別変更届を年金事務所等に送付する。

2 外国人から届書が提出されたときは、第1項各号による取扱いのほか、次の処理をする。

(1) 被保険者の資格取得日は外国人登録原票の上陸許可日とする。

(2) 資格取得届に外国人表示を記入し、年金事務所等へ送付する。

第7条 前に被保険者又は第3号被保険者であったことのある者から第1号被保険者となったことに係る資格取得届又は種別変更届が提出されたときは、次の処理をする。

(1) 前に被保険者であった者から提出された資格取得届又は種別変更届の記載内容を前条第1項第1号の規定の例により審査する。ただし、資格取得届又は種別変更届に記載された基礎年金番号、被保険者の氏名（旧氏名が記載されているときは旧氏名）、性別、生年月日及び住所を資格取得届又は種別変更届に添付された

手帳又は被保険者情報により確認したときは、この限りでない。この場合において、当該被保険者が被保険者の資格を喪失した後、又は第2号被保険者となったことにより被保険者の種別を変更した後に氏名又は住所を変更しているときは、最後に変更した氏名又は住所を住民票と照合して行う。

(2) 前に第3号被保険者であったことのある者から第1号被保険者となったことに係る資格取得届又は種別変更届に記載された被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所を戸籍簿又は住民票（日本国籍を有しない者にあつては、外国人登録原票）により確認し、種別変更年月日については、当該被保険者の国民健康保険の被保険者の資格取得年月日後でないことを住民票又は国民健康保険被保険者台帳により確認する。また、種別変更届に基礎年金番号が記載されている場合は、種別変更届に添付された手帳等により確認する。

(3) 被保険者の資格があると認めた場合は、次の処理をする。

ア 手帳が提出されていないときは、第5条第2項の規定の例により処理する。

イ 前条第1項第2号の規定の例により処理する。

(4) 被保険者の資格がないと認めたときは、前条第1項第3号の規定の例により処理する。

(5) 第3号の処理をしたときは、資格取得届又は種別変更届を年金事務所等に送付する。

2 外国人から届書が提出されたときは、前条第2項（（1）を除く。）の規定の例により処理する。

（任意加入被保険者の資格の取得の申出）

第8条 任意加入被保険者の資格の取得の申出書（以下「資格取得申出書」という。）が提出されたときは、当該被保険者に係る法第92条の2に規定する口座振替納付（以下「口座振替納付」という。）を希望する旨の申出書又は口座振替納付によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出書（以下「口座振替納付等申出書」という。）が提出されているかどうかを確認する。なお、口座振替納付等申出書が提出されていないときは、申出者にその提出を求め、受付簿にその旨を記入する。

2 資格取得申出書は、第6条第1項（第3号を除く。）及び第2項又は第7条第1項（第4号を除く。）及び第2項の規定の例により処理する。

3 口座振替納付等申出書は、第6条第1項（第3号を除く。）の規定の例により処理する。

4 受付処理簿に受理の年月日を記入し、年金事務所等に送付する。

（資格喪失の届出）

第9条 資格喪失届が提出されたときは、次の処理をする。

(1) 資格喪失届の記載内容を次により審査する。

ア 資格喪失届に記載された基礎年金番号、被保険者の氏名、性別、生年月日及び住所を被保険者情報により確認する。

イ アの規定の方法により確認できないときは、第6条第1項第1号の規定により処理する。

(2) 被保険者の資格を喪失したと認めたときは、受付処理簿に受理の年月日を記入する。

(3) 被保険者の資格を喪失しないと認めたときは、次の処理をする。

ア 被保険者の資格喪失をしない旨及びその理由を被保険者に通知する。

イ 受付処理簿に却下通知年月日を記入する。

(4) 第2号の処理をしたときは、当該資格喪失届を年金事務所等に送付する。

2 外国人から出国に伴う資格喪失届が提出されたときは、前項第1号、第3号及び第4号の取扱いのほか、資格喪失日は出国年月日の翌日（届出がない場合は、外国人登録原票の閉鎖事由該当年月日）とする。

(死亡の届出等)

第10条 被保険者の死亡の届書（以下「被保険者死亡届」という。）が提出されたときは、次の処理をする。

(1) 第9条第1項第1号から第3号までの規定の例により処理する。この場合において、死亡の事実は戸籍簿又は住民票により確認する。

(2) 規則第9条の規定に基づき、被保険者死亡届の送付に代えて報告書を送付するときは、国民年金被保険者死亡報告書（様式第1号。以下「死亡報告書」という。）を作成する。

(3) 被保険者死亡届又は死亡報告書を年金事務所等に送付する。

2 被保険者死亡届が提出されない場合においては、その被保険者の死亡の事実を戸籍簿又は住民票により確認したときは、死亡報告書を作成し、これに死亡の事実を確認した旨の市町村長の証明を行い、当該報告書を年金事務所等に送付する。

(任意脱退の承認申請)

第11条 被保険者の任意脱退の承認申請書（以下「任意脱退承認申請書」という。）が提出されたときは、次の処理をする。

(1) 当該被保険者に係る資格取得届又は種別変更届が提出されているかどうかを確認する。なお、資格取得届又は種別変更届が提出されていないときは、申請者にその提出を求め、受付処理簿にその旨を記入する。

(2) 任意脱退承認申請書の記載事項を第9条第1項第1号の規定の例により確認する。

(3) 任意脱退承認申請書の記載に不備がないときは、受付処理簿に受理の年月日を記入する。

(4) 任意脱退承認申請書を年金事務所等に送付する。

2 年金事務所等から任意脱退承認の処理結果一覧表が送付されたときは、受付処理簿に承認の旨を記入する。

3 年金事務所等から任意脱退承認申請却下の処理結果一覧表が送付されたときは、受付処理簿に申請が却下の旨を記入する。

(資格喪失の申出)

第12条 資格喪失申出書が提出されたときは、第9条第1項（同項第3号を除く。）の規定の例により処理する。

(氏名変更の届出)

第13条 被保険者から氏名変更届書（以下「被保険者氏名変更届」という。）が提出されたときは、次の処理をする。

(1) 被保険者氏名変更届の記載内容を第9条第1項第1号の規定の例により審査する。この場合において、変更後の氏名は、戸籍簿又は住民票により確認する。

(2) 氏名の変更を確認したときは、受付処理簿に受理の年月日を記入する。

(3) 規則第9条の規定に基づき、被保険者氏名変更届の送付に代えて報告書を送付するときは、国民年金被保険者氏名変更報告書（様式第2号。以下「被保険者氏名変更報告書」という。）を作成する。

(4) 被保険者氏名変更届又は被保険者氏名変更報告書を年金事務所等に送付する。

2 被保険者から氏名変更届を提出されない場合においては、その被保険者の氏名変更

の事実を住民票により確認したときは、被保険者氏名変更報告書を作成し、これに氏名変更の事実を確認した旨の市町村長の証明を行い、当該報告書を年金事務所等へ送付する。

(住所変更の届出等)

第14条 被保険者から住所変更の届書（以下「被保険者住所変更届」という。）が提出されたときは、次の処理をする。

(1) 被保険者住所変更届の記載内容を第9条第1項第1号の規定の例により審査する。この場合において、変更後の住所は、住民票により確認する。

(2) 住所の変更を確認したときは、次の処理をする。

ア 受付処理簿に受理の年月日を記入する。

イ 法第12条第4項及び規則第9条の規定に基づき、被保険者住所変更届の送付に代えて報告書を送付するときは、国民年金被保険者住所変更報告書（様式第2号。以下「被保険者住所変更報告書」という。）を作成する。

(3) 被保険者住所変更届又は被保険者住所変更報告書を年金事務所等に送付する。

第15条 旧住所地の市町村は、被保険者が他の市町村の区域内に住所を変更した事実を住民票により確認したとき（当該被保険者について年金事務所等から住所を変更した旨の通知書の送付を受けたときを除く。）は、被保険者住所変更報告書を作成し、当該報告書に「住民票により確認」と付記し、これを年金事務所等に送付する。

2 新住所地の市町村は、年金事務所等から国民年金被保険者転入事実調査票（以下「転入事実調査票」という。）の送付を受けたときは、次の処理をする。

(1) 転入の事実を住民票により確認する。

(2) 前号の処理をしたとき又は新住所地からさらに他の市町村の区域内に住所を変更している等の事実を確認したときは、転入事実調査票に所要の事項を記入した上、これを年金事務所等に送付する。

3 転出届に基づき旧住所地の市町村の住民票は削除されたが新住所地へ転入届の提出がなく、その住民票が削除された日から起算して3か月を経過したとき及び住民調査により住民票が削除されたときは、居所未登録者報告書（様式第3号）を年金事務所等へ送付する。

4 年金事務所等から居所未登録者整理結果通知書が送付された被保険者について、住民調査の実施により当該住所の確認がされたときは、その者の基礎年金番号、氏名及び確認された住所を年金事務所等へ報告する。

(手帳の再交付の申請)

第16条 手帳の再交付の申請書（以下「再交付申請書」という。）が提出されたときは、次の処理をする。

(1) 再交付申請書の記載事項を第9条第1項第1号の規定の例により確認する。

(2) 再交付申請書の記載に不備がないときは、受付処理簿に受理の年月日を記入する。

(3) 再交付申請書及びこれに添えて提出された手帳を年金事務所等に送付する。

(日本国内に住所を有しない被保険者の届出等)

第17条 日本国内に住所を有しない任意加入被保険者から、本章に規定する届書等が提出されたときは、本章に規定するほか次により処理する。

(1) 届書等に記載された被保険者の氏名、性別、生年月日、本籍地都道府県名は、戸籍簿又は住民票に代えて、当該届書等に添付された旅券の写し、戸籍抄本等により審査し、日本に住所を有しないことについては、国外転出（予定）の記載がある住民票により審査する。

(2) 資格取得申出書又は国外へ住所を移す旨の被保険者住所変更届が提出されたときは、当該被保険者の国民年金に関する事項の処理を行うため、日本国内に住所を有する者で当該事項の処理につき便宜を有するもの（以下「協力者」という。）の氏名、住所及び在外邦人との続柄の記載を確認する。

(3) 届書等の余白に「在外」と記入し、年金事務所等へ送付する。

(4) 手帳の返付その他の被保険者に対する通信は協力者を經由して行う。

(届書等の送付又は報告)

第18条 本章に規定する届書等を年金事務所等に送付するときは、次の処理をする。

(1) 届書等を件名ごとに区分する。

(2) 国民年金関係書類送付書（様式第4号）を作成する。

(3) 受付処理簿に報告（送付）年月日を記入する。

(届書等の再提出)

第19条 年金事務所等に提出した届書等に著しい不備があったため返戻されたときは、次の処理をする。

(1) 受付処理簿に返戻年月日を記入する。

(2) 返戻の理由が届書等の記載事項の補正を要するものと認めるものについては、次の処理をする。

ア 指摘された事項が市町村において補正できるものにあつては、その補正をする。

イ 指摘された事項が市町村において補正できないものにあつては、受付処理簿に返付年月日を記入し、届書等を提出者に返付し、その補正を求める。

ウ イの規定により返付した届書等が再提出されたときは、受付処理簿に再受付年月日を記入する。

(3) 返戻の理由が再審査を要するものと認めるものについては、次の処理をする。

ア 指摘された事項の審査を行う。

イ 審査の結果、年金事務所等に再提出を要すると認めたときは、届書等の所要事項を補正する。

ウ 審査の結果、年金事務所等に再提出を要しないと認めたときは、次の処理をする。

(ア) 受付処理簿に却下通知年月日を記入する。

(イ) 当該届書等を受理しない旨及びその理由を、届書等の提出者に通知する。

2 不備事項を補正した届書等は、前条の規定の例により年金事務所等に再提出する。

#### 第4章 給付に関する事項

(請求書等の受理)

第20条 受給権者から給付に関する請求書、申出書、届書又は申請書（以下「請求書等」という。）が提出されたときは、次により処理する。

(1) 請求書等に受付印を押し、受付番号及び受付年月日を記入する。

(2) 受付処理簿に受付番号、請求書等の名称、氏名及び受付年月日を記入する。

(3) 請求書等に添えて手帳又は年金証書（以下「証書」という。）が提出されているときは、受付処理簿にその旨を記入する。

(4) 請求書等の記載及びその添付書類（主な書類については別表のとおり。）に不備がないかどうかを確認する。

(5) 請求書等の記載に補正できない程度の不備があるとき、又はその添付書類に著しい不備があるときは、受付処理簿に返付年月日を記入し、当該請求書等を提出者に返付する。

(6) 前号の規定により返付した請求書等が補正され再提出されたときは、受付処理簿に再受付年月日を記入する。

2 前項の場合において、法及び法に基づく命令の規定により請求書等に添えて提出すべきものとされている証書その他の書類が提出されないときは、その旨の理由書を提出させる。

(裁定請求書)

第21条 受給権者から給付に関する裁定請求書（以下「裁定請求書」という。）が提出されたときは、次の処理をする。

(1) 裁定請求書に記載された基礎年金番号、氏名及び生年月日を、これに添えて提出された手帳等又は被保険者情報により確認する。ただし、当該裁定請求書に添えて提出された手帳等又は被保険者情報により確認できないときは、戸籍簿若しくは住民票又は外国人登録原票により確認する。

(2) 保険料の納付状況を手帳又は被保険者情報により確認する。

(3) 裁定請求書の記載及び添付書類に不備がないときは、受付処理簿に受理の年月日を記入する。

(4) 裁定請求書に添えて手帳等が提出されたときは、これを請求者に返付し、受付処理簿に返付年月日を記入する。

(5) 裁定請求書及び添付書類（前条第2項の理由書を含み、前号の規定により提出者に返付した手帳等を除く。以下同じ。）を年金事務所等に送付する。

(6) 規則第31条第2項第12号の規定により、所得状況届が提出されたときは、受給権者等の所得の状況について、その者の所得額、所得税額、市町村民税額その他の事項を住民票、生活保護の保護台帳又は被保護世帯票、市町村民税課税台帳、国民健康保険税（料）賦課台帳等によりその事実を確認する。

(7) 前号により、所得の事実を確認したときは、所得状況届の審査欄に所得を確認した旨を記入する。

2 年金事務所等から国民年金裁定者一覧表（死亡一時金及び特別一時金は除く。）が送付されたときは、受付処理簿に裁定の旨を記入する。

3 年金事務所等から国民年金死亡一時金支給決定通知書の写し又は特別一時金支給決定通知書の写しが送付されたときは、受付処理簿に裁定の旨を記入する。

4 年金事務所等から国民年金不支給決定通知書の写しが送付されたときは、受付処理簿に不支給の旨を記入する。

(現況届)

第22条 国民年金受給権者現況届（老齢基礎年金を除く。以下「現況届」という。）が提出されたときは、次の処理をする。

(1) 現況届の記載及び添付書類に不備がないときは、受付処理簿に受理の年月日を記入する。

(2) 現況届及びこれに添えて提出された添付書類を年金事務所等に送付する。

2 規則第36条の5及び第51条の5の規定により、所得状況届が提出されたときは次の処理をする。

(1) 受給権者等の所得の状況について、その者の所得額、所得税額、市町村民税額その他の事項を住民票、生活保護の保護台帳又は被保護世帯票、市町村民税課税台帳、国民健康保険税（料）賦課台帳等によりその事実を確認する。

(2) (1)の処理によって所得の事実を確認したときは、所得状況届の審査欄に確認した旨を記入する。

3 市町村は、所得状況届の代わりに所得状況届に記載された事項を記載した国民年金

障害基礎年金・遺族基礎年金所得状況連名簿をもって代えることができる。

(年金額改定請求書等)

第23条 裁定請求書及び現況届以外の請求書等（老齢基礎年金を除く。）が提出されたときは、第21条第1項第3号及び第4号、第2項並びに第4項の規定の例により処理する。この場合において、規則第64条第2項の規定に基づき、受給権者の氏名変更又は住所変更の届書の送付に代えて報告書を送付するときは、次の報告書を作成し、これを年金事務所等に送付する。

(1) 受給権者の氏名変更については、国民年金受給権者氏名変更報告書（様式第2号）

(2) 受給権者の住所変更については、国民年金受給権者住所変更報告書（様式第2号）

(請求書等の送付)

第24条 本章に規定する請求書等若しくは報告書を年金事務所等に送付するとき、又は送付した請求書等若しくは報告書に著しい不備があるため、年金事務所等から返戻されたときは、第18条又は第19条の規定の例により処理する。

#### 第5章 保険料に関する事項

(申出書等の受理等)

第25条 被保険者から保険料に関する申出書、届書又は申請書（以下「申出書等」という。）が提出されたとき又は年金事務所等から保険料に関する申請書が送付されたときは、次により処理する。

(1) 申出書等に受付印を押印し、受付番号及び受付年月日を記入する。

(2) 受付処理簿に受付番号、申出書等の名称、氏名及び受付年月日を記入する。

(3) 申出書等に添えて手帳等が提出されているときは、受付処理簿にその旨を記入する。

(4) 申出書等の記載及びその添付書類に不備がないかどうか確認する。

(5) 申出書等の記載に補正できない程度の不備があるとき、又はその添付書類に著しい不備があるときは、受付処理簿に返付年月日を記入し、当該申出書等を提出者に返付する。

(6) 前号の規定により返付した申出書等が補正され再提出されたときは、受付処理簿に再受付年月日を記入する。

2 年金事務所等から処理結果一覧表が送付されたときは、受付処理簿に受付年月日を記入する。

(付加保険料納付の申出)

第26条 付加納付申出書が提出されたときは、次の処理をする。

(1) 付加納付申出書に記載された基礎年金番号、被保険者の氏名及び住所を第9条第1項第1号の規定の例により確認する。

(2) 前号の処理をしたときは、受付処理簿に受理の年月日を記入する。

(3) 付加納付申出書に添えて提出された手帳を被保険者に返付し、受付処理簿に返付年月日を記入する。

(4) 付加納付申出書を年金事務所等に送付する。

2 年金事務所等から付加保険料納付該当又は申出却下の処理結果一覧表が送付されたときは、受付処理簿に付加納付被保険者となる申出の年月日又は却下の旨を記入する。

(付加保険料納付の辞退申出)

第27条 付加納付辞退申出書が提出されたときは、次の処理をする。

(1) 付加納付辞退申出書に記載された基礎年金番号、被保険者の氏名及び住所を第

9条第1項第1号の規定の例により確認する。

(2) 前号の処理をしたときは、受付処理簿に受理の年月日を記入する。

(3) 付加納付辞退申出書に添えて提出された手帳を被保険者に返付し、受付処理簿に返付年月日を記入する。

(4) 付加納付辞退申出書を年金事務所等に送付する。

2 年金事務所等から付加保険料納付辞退該当の処理結果一覧表が送付されたときは、受付処理簿に付加納付被保険者辞退申出年月日を記入する。

(付加保険料滞納等に伴う付加納付被保険者非該当)

第28条 法第87条の2第4項の規定に基づき、年金事務所等から付加保険料納付辞退該当の処理結果一覧表が送付されたときは、受付処理簿に付加納付被保険者辞退申出年月日を記入する。

(付加保険料納付該当の届出)

第29条 農業者年金の被保険者の資格の取得により付加納付被保険者となった旨の届書(以下「付加納付該当届」という。)が提出されたときは、次の処理をする。

(1) 付加納付該当届に記載された基礎年金番号、被保険者の氏名及び住所を第9条第1項第1号の規定の例により確認する。

(2) 前号の処理をしたときは、受付処理簿に受理の年月日を記入する。

(3) 付加納付該当届に添えて提出された手帳を被保険者に返付し、受付処理簿に返付年月日を記入する。

(4) 付加納付該当届を年金事務所等に送付する。

2 年金事務所等から付加保険料納付該当の処理結果一覧表が送付されたときは、受付処理簿に農業者年金の被保険者の資格の取得により付加納付被保険者となった年月日を記入するとともに、付加保険料納付該当の旨を記入する。

(付加保険料納付非該当の届出)

第30条 農業者年金の被保険者の資格の喪失により付加納付被保険者でなくなった旨の届書(以下「付加納付非該当届」という。)が提出されたときは、次の処理をする。

(1) 付加納付非該当届に記載された基礎年金番号、被保険者の氏名及び住所を第9条第1項第1号の規定の例により確認する。

(2) 前号の処理をしたときは、受付処理簿に受理の年月日を記入する。

(3) 付加納付非該当届に添えて提出された手帳を被保険者に返付し、受付処理簿に返付年月日を記入する。

(4) 付加納付非該当届を年金事務所等に送付する。

2 年金事務所等から付加保険料納付非該当の処理結果一覧表が送付されたときは、受付処理簿に農業者年金の被保険者の資格の喪失により付加納付被保険者でなくなった年月日を記入するとともに、非該当の旨を記入する。

(なお従前の例によることとされた検認の事務)

第31条 削除

(中国残留邦人等の特例措置対象者該当の申出)

第32条 中国残留邦人等の特例措置対象者該当申出書(以下「特例措置申出書」という。)が提出されたときは、次の処理をする。

(1) 特例措置申出書の記載及び添付書類に不備がないか確認する。

(2) 前号の処理をしたときは、受付処理簿に受理の年月日を記入する。また、特例措置申出書に老齢基礎年金等の受給権者であることにより、年金証書の基礎年金番号及び年金コードが記載されている場合は、受付処理簿にその旨を記入する。

(3) 特例措置申出書に添えて提出された手帳を被保険者に返付し、受付処理簿に返付年月日を記入する。

(4) 特例措置申出書を年金事務所等に送付する。

2 年金事務所等から特例措置対象者該当の処理結果一覧表が送付されたときは、受付処理簿に保険料免除の申出年月日を記入する。

3 年金事務所等から特例措置対象者該当不該当の処理結果一覧表が送付されたときは、受付処理簿に不該当の旨を記入する。

(保険料の免除に関する届出)

第33条 保険料の免除理由該当の届書（以下「免除該当届」という。）が提出されたときは、次の処理をする。

(1) 免除該当届の記載内容は次により審査する。

ア 免除該当届に記載された基礎年金番号、被保険者の氏名及び住所を第9条第1項第1号の規定の例により確認する。

イ 免除該当届に記載された免除該当の理由及び該当年月を障害基礎年金裁定者一覧表、生活保護の保護台帳又は被保護世帯票等により確認する。

(2) 前号の処理をしたときは、受付処理簿に受理の年月日を記入する。

(3) 免除該当届に添えて提出された手帳を被保険者に返付し、受付処理簿に返付年月日を記入する。

(4) 免除該当届を年金事務所等に送付する。

2 年金事務所等から保険料免除理由該当の処理結果一覧表が送付されたときは、受付処理簿に保険料免除年月日を記入するとともに該当の旨を記入する。

3 年金事務所等から保険料免除理由不該当の処理結果一覧表が送付されたときは、受付処理簿に不該当の旨を記入する。

第34条 保険料の免除理由消滅の届書（以下「免除理由消滅届」という。）が提出されたときは、前条第1項の規定の例により処理をする。

2 年金事務所等から保険料免除理由消滅の処理結果一覧表が送付されたときは、受付処理簿に保険料免除消滅年月日を記入するとともに消滅の旨を記入する。

3 年金事務所等から保険料免除理由消滅不該当の処理結果一覧表が送付されたときは、受付処理簿に不該当の旨を記入する。

(保険料免除及び若年者納付猶予の申請)

第35条 国民年金保険料免除・納付猶予申請書（以下「免除等申請書」という。）が提出又は送付されたときは、次の処理をする。

(1) 免除等申請書の記載内容を次により審査する。

ア 免除等申請書に記載された被保険者の基礎年金番号、氏名及び住所、被保険者の属する世帯の世帯主の氏名並びに被保険者の配偶者の氏名を第9条第1項第1号の規定の例により確認する。

イ 全額免除、一部免除（4分の3免除、半額免除若しくは4分の1免除をいう。以下同じ。）又は若年者納付猶予のいずれかの申請又は複数の申請を希望する旨が記載されていることを確認する。

ウ 若年者納付猶予より一部免除を優先して希望する場合は、その旨が記載されていることを確認する。

エ 前年の所得が政令で定める額以下であることを理由に全額免除又は若年者納付猶予を申請する者が翌年度以降も同一の理由に基づく申請を希望する場合は、その旨が記載されていることを確認する。

(2) 前年の所得又は前々年の所得について、次のア及びイに掲げる申請の区分に応

じ、当該ア及びイに定める者の所得額、所得税額、市町村民税額その他の事項を住民基本台帳、市町村民税課税台帳、源泉徴収票、確定申告書の写し等によりその事実を確認する。

ア 全額又は一部免除の申請 被保険者、被保険者の属する世帯の世帯主及び被保険者の配偶者

イ 若年者納付猶予の申請 被保険者及び被保険者の配偶者

(3) 免除等申請書の添付書類を確認する。

免除等申請書の備考欄に規則第77条の6各号に掲げる事由に該当する旨が記載されているときは、その事由を明らかにすることができる書類が添付されていることを確認する。

(4) 天災又は天災に準ずる事由による免除等の申請の場合は、当該事実及び当該事由による財産の減少についての意見を記入して、市町村長の証明を行う。

(5) 前号の処理をしたときは、受付処理簿に受理の年月日を記入する。

(6) 免除等申請書に添えて提出された手帳を被保険者に返付し、受付処理簿に返付年月日を記入する。

(7) 免除等申請書を年金事務所等に送付する。

2 免除等申請書に法第89条各号のいずれにも該当しなくなった旨記載されているときは、前項により処理するほか、第34条第1項の規定により処理する。

3 年金事務所等から免除等申請承認の処理結果一覧表が送付されたときは、受付処理簿に免除等の始期を記入するとともに全額免除、一部免除又は納付猶予の別を記入する。

4 年金事務所等から免除等申請却下の処理結果一覧表が送付されたときは、受付処理簿に却下の旨を記入する。

第35条の2 規則第77条第3項又は第77条の5第3項の規定により申請書の提出を要しないとされた者の所得状況などの現況を確認するための継続審査用国民年金保険料免除・納付猶予審査処理票（以下「継続免除等審査処理票」という。）が年金事務所等より送付されたときは、次の処理をする。

(1) 継続免除等審査処理票に記載された被保険者の基礎年金番号、氏名及び住所、被保険者の属する世帯の世帯主の氏名並びに被保険者の配偶者の氏名を第9条第1項第1号の規定の例により確認する。

(2) 前年の所得について、次のア及びイに掲げる申請の区分に応じ、当該ア及びイに定める者の所得額、所得税額、市町村民税額その他の事項を住民基本台帳、市町村民税課税台帳、源泉徴収票、確定申告書の写し等によりその事実を確認する。

ア 全額の申請 被保険者、被保険者の属する世帯の世帯主及び被保険者の配偶者  
イ 若年者納付猶予の申請 被保険者及び被保険者の配偶者

(3) 継続免除等審査処理票を年金事務所等に送付する。

2 年金事務所等から免除等申請承認及び免除等申請却下の処理結果一覧表が送付されたときは、当該一覧表に受付年月日を記載し、その日から3年間保存する。

(保険料学生納付特例の申請)

第36条 保険料学生納付特例申請書（以下「納付特例申請書」という。）が提出又は送付されたときは、次の処理をする。

(1) 納付特例申請書の記載内容を次により審査する。

ア 納付特例申請書に記載された基礎年金番号、生年月日、被保険者の氏名及び住所を第9条第1項第1号の規定の例により確認する。

イ 納付特例申請書に記載された保険料の納付特例を申請する理由及び大学等に

ついて、在学証明書等により確認する。ただし、規則第77条の4第3項又は第4項の規定により、申請書に書類の添付を要しないとされた場合にあっては、この限りでない。

ウ 納付特例申請書に前年の所得があると記載されているときは、被保険者の所得額、所得税額、市町村民税額、その他の事項を住民基本台帳、市町村民税課税台帳若しくは源泉徴収票又は確定申告書の写し等によりその事実を確認する。

エ 納付特例申請書の備考欄に失業又は失業に準ずる事由が記載されているときは、その事実を明らかにすることができる書類が添付されていることを確認する。

(2) 納付特例申請書の所定欄に確認の結果又は当該申請（天災又は天災に準ずる事由による申請に限る。）についての意見を記入し、市町村長の証明を行う。

(3) 前号の処理をしたときは、受付処理簿に受理の年月日を記入する。

(4) 納付特例申請書に添えて提出された手帳を被保険者に返付し、受付処理簿に返付年月日を記入する。

(5) 納付特例申請書を年金事務所等に送付する。

2 年金事務所等から保険料納付特例申請承認の処理結果一覧表が送付されたときは、第35条第3項の規定の例により処理する。

3 年金事務所等から保険料納付特例申請却下の処理結果一覧表が送付されたときは、第35条第4項の規定の例により処理する。

(保険料免除及び若年者納付猶予の取消申請)

第37条 国民年金保険料免除・納付猶予取消申請書（以下「取消申請書」という。）が提出されたときは、次の処理をする。

(1) 取消申請書に記載された基礎年金番号、生年月日、被保険者の氏名及び住所を第9条第1項第1号の規定の例により確認する。

(2) 前号の処理をしたときは、受付処理簿に受理の年月日を記入する。

(3) 取消申請書に添えて提出された手帳を被保険者に返付し、受付処理簿に返付年月日を記入する。

(4) 取消申請書を年金事務所等に送付する。

2 年金事務所等から免除等取消承認の処理結果一覧表が送付されたときは、受付処理簿に取消年月日を記入するとともに取消の旨を記入する。

(納付特例不該当の届出)

第38条 保険料学生納付特例不該当届（以下「納付特例不該当届」という。）が提出されたときは、前条第1項の規定の例により処理する。

2 年金事務所等から納付特例不該当の処理結果一覧表が送付されたときは、受付処理簿に不該当年月日を記入するとともに不該当の旨を記入する。

(届書等の送付又は再提出)

第39条 本章に規定する届書等を年金事務所等に送付するとき、又は送付した届書等に著しい不備があるため年金事務所等から返戻されたときは、第18条又は第19条の規定の例により処理する。

別表

主 な 届 書	添付書類の主なもの	備 考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民年金老齢給付裁定請求書</li>   <li>・ 障害基礎年金裁定請求書</li>   <li>・ 遺族基礎年金裁定請求書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生年月日についての市町村長の証明書又は戸籍抄本</li> <li>・ 年金の払渡しを受ける機関に金融機関を希望しているときは、預金口座の口座番号についての当該払渡し金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類</li>   <li>・ 生年月日についての市町村長の証明書又は戸籍抄本</li> <li>・ 障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書</li> <li>・ 病歴・就労状況申立書</li> <li>・ 障害基礎年金の子の加算請求に係る確認書（配偶者が児童扶養手当を受けている場合のみ）</li> <li>・ 年金の払渡しを受ける機関に金融機関を希望しているときは、預金口座の口座番号についての当該払渡し金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類</li>   <li>・ 死亡診断書、死体検案書のいずれか又はそれに相当する書類</li> <li>・ 生年月日についての市町村長の証明書又は戸籍抄本</li> <li>・ 請求者、加算額対象者がいるときは、死亡者との身分関係を明らかにすることができる書類</li> <li>・ 請求者、加算額対象者が死亡者によって生計を維持されていたことを証明する書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 18歳未満の子又は20歳未満で施行令別表1級又は2級の障害の状態にある子があるときは、次に掲げる書類が添付されていること</li> <li>ア その者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる書類</li> <li>イ その者が受給権者によって生計を維持していることを明らかにすることができる書類</li> <li>ウ 20歳未満で1級又は2級の障害の状態にある子があるときはその障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書</li> <li>・ 次に掲げる傷病の場合はレントゲンフィルムの添付が必要 呼吸器系結核、肺化のう症、けい肺（これに類似するじん肺症を含む）、その他必要と認められるもの</li> <li>・ 20歳前障害基礎年金を請求する者は、障害基礎年金所得状況届等が添付されていること</li> <li>・ 配偶者が受給する児童扶養手当から障害年金の子の加算へ受給変更する場合は、児童扶養手当証書等の提示を求める。</li>   <li>・ 1級又は2級の障害の状態にある子があるときは、医師又は歯科医師の診断書が添付されていること</li> <li>・ その子が次に掲げる傷病の場合は レントゲンフィルムの添付が必要 呼吸器系結核、肺化のう症、けい肺（これに類似するじん肺症を含む）、その他必要と認められるもの</li> </ul>

• 国民年金受給者氏名変更届 (障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金に限る)	• 年金の払渡しを受ける機関に金融機関を希望しているときは、預金口座の口座番号についての当該払渡し金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類
• 国民年金受給権者死亡届 (障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金に限る)	• 氏名変更に関する証明書又は戸籍抄本  • 受給権者の死亡の事実を明らかにすることができる書類 • 死亡者と請求者との身分を明らかにすることができる書類及び生計を同じくしていたことを明らかにすることができる書類
• 国民年金未支給年金給付請求書 (障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金に限る)	• 受給権者の死亡の事実を明らかにすることができる書類 • 死亡者と請求者との身分を明らかにすることができる書類及び生計を同じくしていたことを明らかにすることができる書類 • 年金の払渡しを受ける機関に金融機関を希望しているときは、預金口座の口座番号についての当該払渡し金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類
• 国民年金受給選択申出書	• 受給権者の生存についての市町村長の証明書又は戸籍抄本 • その他裁定請求に添付が必要な書類  • 加算額の対象者がいるときは、受給権者との身分関係を明らかにできる市町村の証明書又は戸籍抄本が添付されていること • 1級又は2級の障害の状態にある子があるときは、医師又は歯科医師の診断書が添付されていること次に掲げる傷病の場合はレントゲンフィルムの添付が必要 呼吸器系結核、肺化のう症、けい肺（これに類似するじん肺症を含む）、その他必要と認められるもの • 配偶者が年金を受けようとしているときは、そのことを確認することができる書類が添付されていること

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害給付加算額・加給年金額加算開始時由該当届</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 子の生年月日及びその子と受給権者の身分関係を明らかにすることができる書類</li><li>・ 子が受給権者によって生計を維持していることを明らかにすることができる書類</li><li>・ 子の加算請求にかかる確認書（配偶者が児童扶養手当を受けている場合のみ）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 受けようとする年金が、国民年金の老齢福祉年金であるときは、所得状況届の添付が必要</li><li>・ その他裁定請求に添付が必要な書類</li><li>・ 子が20歳未満で1級又は2級の障害の状態にあるときは、その障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書</li><li>・ 次に掲げる傷病の場合はレントゲンフィルムの添付が必要 呼吸器系結核、肺化のう症、けい肺（これに類似するじん肺症を含む）、その他必要と認められるもの</li><li>・ 配偶者が受給する児童扶養手当から障害年金の子の加算へ受給変更する場合は、児童扶養手当証書等の提示を求める。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害基礎年金受給権者胎児出生届</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 出生した子の生年月日とその子と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍抄本</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 出生した子が障害の状態にあるときは、医師の診断書が必要</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害基礎年金受給権者支給停止事由消滅届</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 受給権者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍抄本</li><li>・ 障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書</li><li>・ 支給停止の事由が消滅したことを明らかにすることができる書類</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 加算額の対象者と受給権者の身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍抄本が必要</li><li>・ 加算額対象者のうち、1級又は2級に該当する障害の状態にある子があるときは、医師又は歯科医師の診断書が必要</li><li>・ 次に掲げる傷病の場合はレントゲンフィルムの添付が必要。 呼吸器系結核、肺化のう症、けい肺（これに類似するじん肺症を含む）、その他必要と認められるもの</li><li>・ 20歳前障害基礎年金を請求する者のときは、障害基礎年金所得状況届等が添付されていること。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害基礎年金加算額対象者の障害該当届</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 加算額対象者のうち、1級又は2級に該当する障害の状態にある子があるときは、医師又は歯科医師の診断書</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 次に掲げる傷病の場合はレントゲンフィルムの添付が必要。 呼吸器系結核、肺化のう症、けい肺（これに類似するじん肺症を含む）、その他必要と認められるもの</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害基礎年金額改定請求書</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 次に掲げる傷病の場合はレントゲンフィルムの添付が必要。 呼吸器系結核、肺化のう症、けい肺（これに類似するじん肺症を含む）、その他必要と認められるもの</li><li>・ 加算額対象者と受給権者の身分関係を明らかにできる市町村の証明書又は戸籍抄本が添付されていること。</li><li>・ 加算額対象者が受給権者によって引き続き生計を維持していることを明らかにすることができる書類</li></ul>

<ul style="list-style-type: none"><li>・加給額・加給年金額対象者不該当届</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・受給権者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍抄本</li><li>・支給停止の事由が消滅したことを明らかにすることができる書類</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・障害年金の子の加算から配偶者に支給される児童扶養手当へ受給変更する場合は、児童扶養手当額調書等の提示を求める。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・遺族基礎年金受給権者支給停止事由消滅届</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・受給権者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍抄本</li><li>・支給停止の事由が消滅したことを明らかにすることができる書類</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・加算額対象者と受給権者の身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍抄本が添付されていること。</li><li>・加算額対象者が受給権者によって引き続き生計を維持していることを明らかにすることができる書類が添付されていること。</li><li>・加算額対象者のうち、1級又は2級に該当する障害の状態にある子があるときは、医師又は歯科医師の診断書が必要。</li><li>・次に掲げる傷病の場合はレントゲンフィルムの添付が必要。 呼吸器系結核、肺化のう症、けい肺（これに類似するじん肺症を含む）、その他必要と認められるもの</li><li>・旧法の母子福祉年金から裁定替された遺族基礎年金のときは、所得状況届等を添付されていること</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・遺族基礎年金額改定請求書</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・出生した子の生年月日及び出生した子と死亡した被保険者との身分関係を明らかにできる市町村長の証明又は戸籍抄本</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・出生した子が障害の1級又は2級に該当する障害の状態にあるときは、医師又は歯科医師の診断書が必要</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・遺族基礎年金受給権者の所在不明による支給停止・支給停止解除申請書</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・支給停止の場合、所在不明者の所在が1年以上明らかでないことを証する書類</li><li>・支給停止解除の場合、受給権者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍抄本</li><li>・受給権者が被保険者又は被保険者であった者の妻であるときは、所在不明とされている間、引き続き被保険者又は被保険者であった子と生計を同じくしていることを明らかにすることができる書類</li><li>・旧母子福祉年金又は準母子福祉年金から裁定替えされた遺族基礎年金のときは、遺族基礎年金所得状況届</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・次に掲げる傷病の場合はレントゲンフィルムの添付が必要。 呼吸器系結核、肺化のう症、けい肺（これに類似するじん肺症を含む）、その他必要と認められるもの</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・遺族基礎年金受給権者の障害該当届</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・18歳到達年度までの末日までの間にある子・孫又は加算額対象者のうち旧国民年金法及び旧厚生年金保険法の障</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・次に掲げる傷病の場合はレントゲンフィルムの添付が必要。 呼吸器系結核、肺化のう症、けい肺（これに類似するじん肺症を含む）、その他必要と認められるもの</li></ul>

害等級の1級又は2級に該当する障害の状態にあるときは、医師又は歯科医師の診断書が必要。



年管発 1 1 1 8 第 1 号  
平成 2 3 年 1 1 月 1 8 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官  
（公印省略）

「国民年金市町村事務処理基準」の別表の一部改正について

国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（平成 2 3 年厚生労働省令第 1 3 6 号）が施行されることに伴い、国民年金市町村事務処理基準（平成 1 2 年 2 月 1 8 日付庁保発第 3 号）の別表の一部を別添のとおり改正し、平成 2 3 年 1 1 月 1 8 日から施行することとしたので、御了知の上、その取扱いについては遺漏のないよう貴管内各市町村へ周知方よろしく取り計らわれない。

なお、この事務処理基準の改正については、別添のとおり「「国民年金市町村事務処理基準」の別表の一部改正について」（平成 2 3 年 1 1 月 1 8 日付年管発 1 1 1 8 第 2 号）により、日本年金機構理事長あて通知を发出していることを申し添える。

総評相第 38 号  
平成 23 年 2 月 25 日

厚生労働省年金局長 殿

総務省行政評価局長



### 年金請求書に係る金融機関の証明の簡素化（あっせん）

当省では、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 21 号に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、当省に対し、「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）には、年金を受け取る金融機関名、口座番号等を記載する欄が設けられている。年金請求書の記載上の注意書きによれば、同欄を記入した後、金融機関の証明印を押しってもらうか、年金事務所の窓口で預貯金通帳を持参して確認を受けることとされている。しかし、年金請求書の提出に当たっての負担軽減を図る観点から、金融機関の証明に代えて、預貯金通帳のコピーを添付することで代替できるようにしてほしい。」との申出がありました。

この申出について、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議において民間有識者の意見を聴取するなどにより検討した結果、下記のとおり、預貯金通帳の写しをもって金融機関の証明書に代える取扱いとすることにより、請求者の利便性の向上及び負担軽減を図るとともに、職員の統一かつ明確な取扱いを期する観点から、国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号）及び厚生年金保険法施行規則（昭和 29 年厚生省令第 37 号）において請求書に金融機関の証明書を添えなければならないとする規定を改正し、及びこの改正に伴う所要の措置を講ずる必要があると考えられますので、御検討ください。

なお、これに対する貴省の検討結果等について、平成 23 年 9 月 30 日までにお知らせください。

### 記

#### 1 老齢年金の請求手続

国民年金や厚生年金保険に加入していた者が、年金受給要件を満たし老齢年金を受けようとする場合、関係する法令の規定により、日本年金機構（以下「機構」という。）に請求書を提出しなければならない。

老齢基礎年金の請求に当たっては国民年金法施行規則第16条第1項の規定により、また、老齢厚生年金の請求に当たっては厚生年金保険法施行規則第30条第1項の規定により、それぞれ、請求書に、請求者の氏名、生年月日、基礎年金番号等を記載するほか、年金の払渡しを受ける機関に金融機関を希望する場合、払渡希望金融機関の名称及び預金通帳の記号番号を記載し、機構に提出することによって行わなければならないとされている。また、国民年金法施行規則第16条第2項又は厚生年金保険法施行規則第30条第2項の規定により、請求書に、預金通帳の記号番号についての当該払渡希望金融機関の証明書を添えなければならないとされている。

上記の請求書の様式については、国民年金制度と厚生年金保険制度の両制度の共通の様式として「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）」が定められており、様式の「受取機関」欄には、金融機関の名称や口座番号等を記入する欄のほか、「金融機関の証明」欄が設けられている。また、請求書の記載上の注意書きには、「年金の受け取り先になりますので記入した後、金融機関の証明印を押してもらってください。または、年金事務所等の窓口で預貯金通帳を持参して確認を受けることによって金融機関の証明にかえることもできます。」と記されている。

これは、上記の金融機関の証明書を添えなければならないとする厚生省令の規定とは異なる運用であるが、昭和50年11月に発出された「金融機関の証明に関する取扱いについて」（昭和50年11月15日庁業発第565号各都道府県民生主管部（局）保険課（部）長・国民年金課（部）長あて社会保険庁年金保険部業務課長通知）に基づいている。

なお、機構の前身である旧社会保険庁では、郵送により請求書が提出された場合には、受け付けていたが、平成17年10月以降は、請求者の利便性の向上と裁定請求漏れを防ぐため、老齢年金の受給年齢を迎える者に対して、機構（旧社会保険庁）が管理している年金加入記録等をあらかじめ印字した請求書を送付し、その際、請求書に必要な書類を添えて郵送により請求することができる旨を教示している。

## 2 公務員の退職共済年金請求手続

国家公務員が退職後に共済年金の請求を行うに当たっては国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号）第114条の規定により、また、地方公務員等が退職後に共済年金の請求を行うに当たっては地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第120条の規定により、それぞれ請求書に、請求者の氏名、生年月日、基礎年金番号等のほか、払渡しを受ける金融機関の名称、預金通帳の記号番号等を記載して

提出しなければならないとされている。この点については、老齢年金の場合と同様であるが、請求書に金融機関の証明書を添えなければならないとする規定はない。

これらの請求書の様式をみると、地方公務員等に係る「退職共済年金（決定、在職一部支給、退職改定）請求書」では、「年金受取機関の確認印」欄に年金受取機関の確認印を受けることとされているが、同欄自体に「年金受取機関の確認印を受けない場合は通帳の写しを添付してください」とも記されている。

また、国家公務員に係る「退職共済年金決定請求書（新規用）」では、地方公務員等に係るものと同様、「金融機関又はゆうちょ銀行の確認印」欄にこれらの機関の確認印を受けることとされているが、請求書の記入要領には、「なお、確認印を受けることが困難な場合は、預金（貯金）通帳の写し（口座名義及び口座番号または貯金通帳記号番号が記載されている面）に代えることができます。」と記されている。

### 3 厚生労働省の意見

年金請求書等に記載する年金受取先金融機関については、国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則において「預金通帳の記号番号についての当該払渡希望金融機関の証明書」を添えなければならないとされている。

年金事務所の窓口で年金請求書等を提出する場合は、請求者に預貯金通帳を持参してもらうことで、本人名義の口座であること及び年金の振込が可能な金融機関・預金種別であることの確認が可能であることから、金融機関の証明書に代えることができる取扱いとしている。

今後、請求者の負担軽減を図るため、預貯金通帳の写しをもって上記の証明書に代えることを可能とする方向で機構と調整を進め、取扱いを変更したいと考えている。

### 4 改善の必要性

前述のとおり、厚生労働省は、既に、請求者の負担軽減を図るため、預貯金通帳の写しをもって金融機関の証明書に代える方向で検討を進めている。

しかし、国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則を改正せず、通知等により運用を改め、一定の場合にこれを認めることとすると、かえって実務が複雑となり、職員間に異なる対応を引き起こし、負担を掛けることにもなりかねない事態が懸念される。

また、預貯金通帳の写しをもって金融機関の証明書に代えることにより、請求者が金融機関の窓口に行くことなく請求ができることとなることから、

利便性の向上にも資するものと考えられる。

したがって、厚生労働省は、預貯金通帳の写しをもって金融機関の証明書に代える取扱いとすることにより、請求者の利便性の向上及び負担軽減を図るとともに、職員の統一的かつ明確な取扱いを期する観点から、国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則において請求書に金融機関の証明書を添えなければならないとする規定を改正し、及びこの改正に伴う所要の措置を講ずる必要がある。

## 2. 全銀協システム更改（支店名のコード化）に伴う事務処理の変更

【年金給付部 給付企画グループ 給付指導グループ】

- 【指示・依頼】全銀協システム更改に伴う事務処理の変更  
(平成 23 年 11 月 29 日 給付指 2011-291)

標記システムの更改（平成 24 年 1 月 4 日）に伴い、年金請求書等の年金振込先金融機関等に関する帳票及び入力方法の変更（支店名のコード化等）について、お知らせするものです。

全銀協システム更改に伴う事務処理の変更（指示・依頼）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター				年金事務所				
	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G	国年G	年給G	記録G	適用課	徴収課	国年課	記録課	相談室
	◎		○	◎				◎						◎

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	✓	✓		

**本部関係部**  
 品質管理部、事業企画部、年金相談部、基幹システム開発部  
 業務管理部、支払部、障害年金業務部、業務渉外部

**目的・趣旨**  
 平成23年9月20日【品管情2011-127】※「全銀協システム更改に伴う年金振込事務の改善」にて情報提供致しましたが、システムの変更時期及び事務処理の取扱いについてお願いするものです。

**ポイント（内容）**  
 全銀協システム更改に伴い、平成24年1月4日より年金請求書等の金融機関等に関する帳票及び入力方法が以下のとおり変更になりますので、別添1「全銀協システム更改に伴う事務処理の変更について」及び別添2「全銀協システム更改に伴う事務処理変更のQ&A」を確認のうえ事務処理を行ってください。

- ・受取金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）の支店名のカナ入力からコード入力への変更
- ・預金種別の追加
- ・農業協同組合及び漁業協同組合の所在地の都道府県連合会コードから金融機関コードへの変更
- ・口座番号の桁数の変更

平成23年12月1日以降に本部へ進達する旧様式の年金請求書等は、別添1及び別添2を参考に支店コードと預金種別を記入のうえ進達してください。

業務処理マニュアルの改訂は12月初旬に予定しています。

審査担当チェック欄 ■

**照会先**

(帳票及び入力事務について)	(業務処理マニュアルについて)
本部 年金給付部給付企画G	本部 年金給付部給付指導G
担当：馬場（秀）、菊池	担当：高橋
連絡先（直通）	連絡先（直通）

## 全銀協システム更改に伴う事務処理の変更について

全銀協システム更改に伴う事務処理については、平成23年9月20日【品管情2011-127】「全銀協システム更改に伴う年金振込事務の改善」（情報提供）で情報提供いたしました。これに伴い金融機関等（ゆうちょ銀行を除く。以下同じ）に関する帳票及び入力業務の取り扱いが変更になるので留意して事務処理を行うこと。

### 1. 対象帳票

対象となる帳票（以下「年金請求書等」という。）は次のとおり。

- ・別紙1「管理帳票一覧」
- ・年金給付に関する電子ファイル

\*年金給付に関する電子ファイルについては、別途お知らせします。

（参考）平成23年10月3日【給付指2011-259】「全銀協システム更改に伴う帳票の変更」（指示・依頼）

### 2. 変更時期

- （1）事業スケジュールは別紙2のとおり。
- （2）年金事務所、事務センターでの入力業務は、平成24年1月4日から変更されます。
- （3）平成23年12月1日以降に本部へ進達する旧帳票の年金請求書等は、「3. 事務処理の変更」に基づき支店コードと預金種別を朱書きして記入し、新帳票は、所定の欄に支店コードと預金種別を記入のうえ進達すること。

### 3. 事務処理の変更

#### （1）受取金融機関の支店名の登録方法の変更

受取金融機関の支店名は、カナ入力からコード入力となったので、年金請求書等には支店コードを必ず記入すること。

支店コード欄がない旧帳票には、別紙3及び別紙4を参考に所定の位置に支店コード及び預金種別を朱書きで記入すること。

(2) 受取口座の預金種別の追加

新たに「預金種別」が入力項目に追加されたので、年金請求書等には、既に印刷済みのものを除き預金種別を必ず記入すること。

預金種別は「1」（普通預金）とする。【Q & AのQ6要参照】

「預金種別」欄のない旧帳票には、別紙3及び別紙4を参考に所定の位置に、支店コードと併せて朱書きで記入すること。

(3) 農業協同組合及び漁業協同組合に係る金融機関コードの変更

農業協同組合及び漁業協同組合の金融機関コードは、所在地の都道府県ごとの連合会コードを使用していたが、変更後は金融機関コードを使用すること。

【例】

(変更前) 東京あおば農協 連合会コード : 3013

(変更後) 東京あおば農協 金融機関コード : 5097 (金融機関コード)

(4) 受取口座番号の桁数の変更

預金通帳の口座番号は10桁から7桁に変更になったので留意すること。

入力業務が変更されるまでの期間(12月28日まで)は、支店コードと口座番号を合わせて10桁で登録したり、口座番号7桁の後に「000」を加え10桁で登録したりすると、口座番号が誤って登録されますので、必ず左詰め7桁の口座番号とすること。

5. 留意事項

(1) 「金融機関コード・支店コード一覧」は、平成24年1月からLANに掲載予定であること。

それまでは、添付した「金融機関一覧」を使用するか、全銀協等のホームページを利用されたい。

\*この「金融機関一覧」は平成23年8月現在のものです。検索機能を付加しましたのでマクロを有効にして使用してください。

(参考) 金融機関コード検索 <http://zengin.ajtw.net/>

(2) 市区町村や受給権者から旧様式で届出がされた場合は、受付年金事務所において、支店コードや預金種別を確認のうえ記入すること。

(3) 処理結果リストや入力画面には、入力した支店コードに対応する支店名が表示されるので確認をすること。

(4) 別紙5「ディスプレイ画面フォーマット」を添付したので参考にされたい。

## 全銀協システム更改に伴う事務処理変更のQ&amp;A

Q 1. 年金事務所及び事務センターでの事務処理はどう変わるのか。

A 1. 年金請求書等の受取金融機関を記載する帳票には、支店コード及び預金種別を記入することになります。

また、農協・漁協に係る金融機関コードも変更になります。今までは都道府県に1つのコードを使用していましたが、平成24年1月からは各農協・漁協ごとに本来の金融機関コードが設定されます。

例：東京あおば農協 金融機関コード：3013

(トウキョウ/ウキョウの金融機関コード)

↓

東京あおば農協 金融機関コード：5097 (金融機関コード)

Q 1-1. 誤って、旧の金融機関コードを入力したら、どうなるのか。

A 1-1. 平成24年1月4日より日本銀行から週次で金融機関合併・店舗統廃合の情報が提供されます。その情報に基づき、金融機関マスタ（データベース）を順次更新します。

金融機関マスタ（データベース）にない金融機関コードや支店コードを入力した場合はエラーになります。エラーになった場合は、正しい金融機関コードまたは支店コードへ訂正の上、再度入力してください。

Q 2. 正しい金融機関コードまたは支店コードはどのように確認すればよいか。

A 2. 平成24年1月よりLANに「金融機関コード・支店コード一覧」を掲載しますので、その一覧で確認してください。

※「金融機関コード・支店コード一覧」については、別途お知らせします。

Q 3. 旧帳票には支店コードや預金種別の欄がないが、どこに支店コードや預金種別を記入すればよいか。

A 3. 受取機関欄に支店コードを上段にし、預金種別を下段に朱書きで記載してください。記入の仕方は、別紙3及び別紙4を参照ください。

Q 4. いつから支店コード及び預金種別コードを記載すればよいか。また、入力処理が変更されるのはいつからか。

A 4. オンラインの入力処理は平成24年1月4日からですので、各都道府県事務センターにおいて入力される新法年金請求書等に関しては、受付年金事務所等にて支店コード及び預金種別を記入するなど早めに対応願います。

なお、機構本部に進達する裁定請求書等に関しては、別紙2「事業スケジュール」のとおり新システムによる入力業務が稼働することから、平成23年12月1日進達分からは支店コードと預金種別を年金請求書に記入のうえ進達願います。

また、平成23年12月1日以降に他事務センターへ回送する年金請求書等に関しても、受付年金事務所等において支店コードと預金種別を年金請求書等に記入のうえ回送願います。

※平成24年1月より「金融機関コード・支店コード一覧」LAN掲載予定。

Q 5. 現行システム時（12月末）に支店名をカナ入力したが、補正処理が必要になるのか。

A 5. 24年2月定期支払サイクル中に入力処理した金融機関変更等の諸変更は機構本部でシステム対応するので、年金事務所等での補正処理は不要です。

Q 6. 預金種別は1（普通預金）のみ記載することになるのか。それ以外の預金種別で申請された場合はどうすればよいか。

A 6. 平成24年1月4日より預金種別の項目が追加されますが、コードの登録は各種帳票に記載している「1（普通預金）」を登録願います。

なお、その他の預金種別で申請された場合は、年金給付部給付企画Gへご相談ください。

※平成24年7月以降の事務処理については、あらためてお知らせします。

Q 7. 支店コードと預金種別以外に入力の変更はないのか。

A 7. 口座番号の桁数も変更されます。従来は10桁まで登録可能でしたが、平成24年1月4日からは7桁になります。

別紙5の口座番号欄は、ゆうちょ銀行の口座番号表示のため10桁になっています。

Q 8. 正しいコードが入力されているか、どのように確認すればよいか。

A 8. 処理結果リストや入力画面には、入力した支店コードに対応する支店名称が表示されますので正しく処理されているか確認してください。

Q 9. その他に変更はないのか。

A 9. 事務処理の変更ではありませんが、名称にアルファベットがある金融機関は、今回の全銀協システム更改によりアルファベットで表記されます。

例：三菱東京UFJ銀行（金融機関コード：0005）のWM画面の表示

平成23年12月まで：ミツビシウキョウエフ

↓

平成24年1月以降：ミツビシウキョウ **UFJ**

※なお、上記の金融機関名の変更は、機構本部において一括変更処理を行いますので、年金事務所等での作業は不要です。

## 管理帳票一覽

帳票番号	帳票名
101	年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)
104	年金請求書(国民年金・厚生年金保険障害給付)
105	年金請求書(国民年金・厚生年金保険遺族給付)
106	年金請求書(国民年金・厚生年金保険遺族給付)(別紙)
132	年金請求書(国民年金障害基礎年金)
133	年金請求書(国民年金遺族基礎年金)
134	年金請求書(国民年金寡婦年金)
135	年金請求書(国民年金遺族基礎年金)(別紙)
180	年金(改定)請求書(遺族共済年金給付)
182	年金(改定)請求書(障害共済年金給付)
183	年金(改定)請求書(退職共済年金給付)
514	各制度共通受給権者死亡届・未支給年金請求書
516	年金受給権者住所・支払機関変更届
516-2	年金受給権者住所・支払機関変更届(無記名)
CN45	国民年金死亡一時金裁定請求書
LK31	裁定請求時留意事項リーフレット(老齢)
LK32	裁定請求時留意事項リーフレット(遺族)

# 事業スケジュール

		平成24年度												
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月		
システム更改（日本年金機構）		年金給付システム 現行システム			年金給付システム 新システム									
システム稼働 1/4														
支払処理の運用（機構本部） 金融機関側のシステム更改： 平成24年7月		2月定期支払処理					6月定期支払処理			7月随時支払処理				
		過渡期運用期間 (新データ→現行データへ変換)						本格運用開始(予定) (新データ)						
支払明細MTのレコード (機構本部)		現行レコード						6月定期支払処理			7月随時支払処理			
		新レコード												
2月定期支払処理 (新旧システム移行)	支払日													
	オンライン 裁定・再裁定 入力期間			12/12	12/28	1/4	1/10							
	キーツー 裁定・再裁定 入力期間 (機構本部)	12/8	12/14	12/15	12/22									
	諸変更 入力期間			12/21	12/28	1/4	1/18							
	脱退一時金 入力期間 (機構本部)	11/28	12/13	12/14				2/1						

旧帳票における店舗（支店）コードや預金種別の記入について

届書コード 7 1 1 届書 年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付) 様式第101号

老齢基礎年金・老齢年金  
老齢厚生年金・特例老齢年金

○  のなかに必要な事項を記入してください。  
(◆印欄には、なにも記入しないでください。)  
○ フリガナはカタカナで記入してください。  
○ 請求者が自ら署名する場合には、請求者の押印は不要です。

年金コード 1 1 5 0

※基礎年金番号が交付されていない方は、①、②の「基礎年金番号」欄は記入の必要はありません。

請求者 ①基礎年金番号 ②生年月日 大 昭 平 年 月 日  
3 5 7

配偶者 ③基礎年金番号 ④生年月日 大 昭 平 年 月 日  
3 5 7

⑤ 請求者の氏名 (フリガナ) (氏) (名) 性別 ⑥ 雇用保険被保険者番号 (雇用保険被保険者証の交付を受けた方のみ左詰めで記入してください。)

⑦ 住所の郵便番号 ⑧ 住所コード (フリガナ) 市区町村

過去に加入していた年金制度の年金手帳の記号番号で、基礎年金番号と異なる記号番号があるときは、その記号番号を記入してください。

請求者 厚生年金保険 国民年金  
船員保険

配偶者 ⑨ 配偶者の基礎年金番号欄を記入していない方は、あなたの配偶者について、次の1および2にお答えください。(記入した方は、回答の必要はありません)  
1. 過去に厚生年金保険、国民年金または船員保険に加入したことがありますか。○で囲んでください。  
「ある」と答えた方は、加入していた制度の年金手帳の記号番号を記入してください。

配偶者 厚生年金保険 国民年金  
船員保険

2. あなたと配偶者の住所が異なるときは、下欄に配偶者の住所および性別を記入してください。

住所の郵便番号 住所 住所コード (フリガナ) 市区町村 性別 男女 1 2

受取機関 (いずれか) 123 1 金融機関コード 1 金融機関 都道府県名 (フリガナ) 本店 支店 出張所 本店 支店 本所 支所

銀行 金庫 信組 (フリガナ) ⑩ 貯金通帳の口座番号 ⑪ 貯金通帳の口座番号 ⑫ ゆうちょ銀行(郵便局)の証明

信連・農協 漁協・信漁連 印

記号(左詰めでご記入ください) 番号(右詰めでご記入ください)

【例】 支店コード 1 2 3  
預金種別 1

\* 支店コードを上段、預金種別を下段に記入する。

偶者 (氏) (名) ⑬ 生年月日 障害の状態 ⑭ 診 ⑮ X線フィルムの送付  
(フリガナ) (氏) (名) 昭 平 年 月 日 障害の状態に 有・無 枚  
5 7 ある・ない X線フィルムの返送  
子 (フリガナ) (氏) (名) 昭 平 年 月 日 障害の状態に 年 月 日  
5 7 ある・ない

1107 1018 001 (23.7)





## 全銀協システム更改に伴う年金振込事務の改善（情報提供）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター				年金事務所				
	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G	国年G	年給G	記録G	適用課	徴収課	国年課	記録課	相談室
	◎		○	◎				◎						◎

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	✓	✓		

## 本部関係部

事業企画部、年金相談部、基幹システム開発部  
業務管理部、支払部、障害年金業務部、業務渉外部

## 目的・趣旨

平成23年11月に、金融機関のネットワークシステム（全銀協システム）の第6次更改が行われることに伴い、日本年金機構内における年金請求書等の入力事務及び年金振込事務の一部が平成24年1月から段階的に変更されることについて、お知らせするものです。

## ポイント（内容）

## ○ 年金請求書等の入力事務の変更内容

全銀協システム第6次更改後は、年金の振込事務において年金受給者の振込先金融機関の店舗コードや預金種別が必要となります。このため、現行の年金請求書等では店舗情報を「カナ文字」で入力していますが、平成24年1月以降は「店舗コード（数字3ケタ）」及び「預金種別コード」の入力が必要となります。

この変更に伴い、現行の各種帳票の職員記載項目を変更します。

なお、年金請求書（ターンアラウンド帳票）は平成24年1月生月者分（平成23年10月11日発送分）より様式変更を行います。（別紙1参照）

## ○ 受給権者の口座情報の突合作業

全銀協システム第6次更改後の最初の年金振込は平成24年7月随時支払分となりますが、全銀協システム更改後の年金振込事務では、店舗コード・預金種別コードの他にカナ氏名の一致が必要となります。このため、平成24年7月随時支払に係る諸変更締切日までに日本年金機構が管理している受給権者の口座情報に店舗コード・預金種別コードを付与したうえで、各金融機関が管理している受給権者の口座情報（金融機関コード・店舗コード・預金種別コード・口座番号・カナ氏名）と一致しているかを確認することを目的として、日本年金機構と各金融機関との間で受給権者の口座情報の突合作業を行う

こととなりました。

この突合作業は平成23年12月末頃を予定しており、口座情報の一致が確認できなかった受給権者に対して、平成24年1月頃に口座情報を確認していただくため照会票を送付し、平成24年6月末までに確認作業を終了する予定です。

- 本件に係るQ&Aを別紙2のとおり作成しましたので、ご参照ください。なお、突合作業の内容、スケジュール、年金受給者からの照会対応に向けたQ&A等については、別途情報提供することを予定しています。
- 帳票及び入力事務の変更にかかる照会は本部年金給付部給付企画Gへお願いします。

照会先

(帳票及び入力事務について)

本部 品質管理部業務改善G

本部 年金給付部給付企画G

担当：佐々木、須田、庄島

担当：岡村、菊池、新川

連絡先（直通） XXXXXXXXXX

連絡先（直通） XXXXXXXXXX

## 4. 年金の受取口座をご記入ください。

24 受取機関		フリガナ			
1. 金融機関 (ゆうちょ銀行を除く) 2. ゆうちょ銀行(郵便局)		口座名義人 氏 名		(氏)	(名)
1 金融機関 (ゆうちょ銀行を除く)	25 ◆金融機関コード	27 ◆支店コード	(フリガナ)		
			銀行 金庫 信組	本店 支店 出張所	
	都道府県名		(フリガナ)		
			1. 信 連 3. 農 協 2. 信漁連 4. 漁 協	本所 支所 本店 支店	
28 ◆預金種別 コード	29 預金通帳の口座番号(左詰めで記入)		金融機関の証明 ※		
1			1ページ氏名フリガナと口座名義人氏名フリガナを確認してください。 印		

※貯蓄口座へは振込できません

※金融機関の口座振込を希望される方は、金融機関から証明を受けてください。  
 なお、年金事務所等の窓口へ直接預金通帳を持参される方や預金通帳の写し(金融機関名、支店(支所)名、口座名義人フリガナ、口座番号が記載されている面)を添付される方は、金融機関の証明は必要ありません。

2 ゆうちょ銀行 (郵便局)	29 貯金通帳の記号番号	ゆうちょ銀行(郵便局) の証明 ※	
	記号(左詰めで記入)	番号(右詰めで記入)	1ページ氏名フリガナと口座名義人氏名 フリガナを確認してください。 印
			※貯蓄口座へは振込できません
26 ◆支払局コード			

※ゆうちょ銀行(郵便局)の口座振込を希望される方は、ゆうちょ銀行(郵便局)から証明を受けてください。  
 なお、年金事務所等の窓口へ直接貯金通帳を持参される方や貯金通帳の写し(通帳の記号番号、氏名が記載されている面)を添付される方は、ゆうちょ銀行(郵便局)の証明は必要ありません。

H 2 3 . 9 . 2 0 現在

## 全銀協システム更改に伴う年金振込事務の改善のQ&amp;A

## Q 1. 全銀協システムとは何か。

A 1. 全銀協とは全国銀行協会の略称であり、全銀協システムとは全国の金融機関のネットワークシステムの呼称です。

現在、日本銀行と金融機関との間での年金振込データの受渡しには磁気テープ（MT）が使用されていますが、全銀協システムを利用したデータ伝送方式に変更されます。

## Q 2. 今回のシステム更改で何か変わるのか

A 2. 今回の全銀協システム更改に伴い、機構のシステムを以下のとおり変更します。

<平成24年1月から>

- 「店舗コード」について、カナ入力からコード入力に変更  
平成24年1月に向けて、現在、機構本部で金融機関・店舗（支店）コード一覧を作成しています。
- 新たに「預金種別コード」が入力項目に追加  
預金種別コード（1. 普通預金）の入力が必要になります。
- 農協及び漁協に係る金融機関コードの変更  
現在、農協及び漁協の金融機関コードは、個別の金融機関コードではなく、所在地の都道府県の連合会のコードで収録していますが、銀行・信金等と同様に個別の金融機関コードにより収録することになります。

<平成24年7月から>

- 預金種別コードに「当座預金」の追加  
預金種別コードに（2. 当座預金）が追加され、当座預金への振り込みが可能になります。

## Q 3. システム更改により、どのようなメリットがあるのか。

A 3. 全銀協システムの更改及び機構内のシステム変更による主なメリットは以下のとおりです。

- 振込不能の発生防止  
日本銀行から提供される金融機関情報により、存在しない店舗コードは入力できないため、振込不能を防止できます（現行では本来存在しない店舗名

でもカナ入力できるため、振込不能になる事象が発生しております)。

● 振込不能時の再振込の迅速化

日本銀行と金融機関とのデータ受渡しは磁気テープ (MT) を使用する方式からデータ伝送方式に変更されます。この変更により、平成24年7月以降は、通常3週間以上要していた金融機関からの振込不能報告が1週間以内に行われる見込みです。その結果、再振込までに要する期間が2週間程度短縮される見込みです。(ただし、金融機関での処理が遅くなる場合もありますので、必ずしも1週間以内で処理を約束するものではありません。)

Q 4. なぜ口座情報の突合作業 (クリーン化) を行うのか。

A 4. 機構と各金融機関が管理する口座情報を一致させるために行います。

全銀協システム更改により、日本銀行・金融機関間のデータ受渡しをデータ伝送方式に変更するために、機構が管理する受給権者の口座情報に店舗コード・預金種別コードを付与しますので、その結果を確認する必要があります。

また、現在は、双方の口座情報が完全には一致していなくても金融機関側で本人確認を行ったうえで振込している場合がありますが、今回のシステム更改に伴い、平成24年7月振込分以降は口座情報が不一致であれば原則として振込不能となるため、口座情報のクリーン化を行うものです。

Q 5. 口座情報の突合作業 (クリーン化) により、年金事務所または事務センターで発生する業務はあるのか。

A 5. 平成24年1月以降、口座情報が一致しない受給権者 (例: 日本年金機構と金融機関とで口座のカナ氏名が相違している受給権者や店舗コードが収録されていない受給権者など) に内容を確認するための照会票を送付し、氏名変更手続きや支払機関変更手続きなどをお願いしますので、ご対応願います。

※詳細は、別途お知らせします。

Q 6. 現在使用している帳票は、引き続き使用できるのか。

A 6. 管理換え帳票の年金請求書等の現行帳票の使用は可能ですが、現行の帳票には「店舗コード」や「預金種別コード」を記載する欄がありませんので、早期に新様式に切り替えるよう管理換え帳票の要求を行ってください。

なお、市区町村や受給権者から旧様式で届出がされた場合は、年金事務所及び事務センターにおいて、店舗コードや預金種別コードを確認のうえ記載願います。

また、ターンアラウンド帳票は1月生月者分 (平成23年10月11日発

送分)より変更しますが、未請求の1月生月者分(例:特老厚受発して以降、65歳の誕生月の3ヶ月前までに年金請求をしてない場合)についても平成23年10月11日発送分より変更します。平成23年中に新様式のターンアラウンド帳票を提出された場合の入力処理は、旧様式と同様に対応願います。

※事務処理の詳細は、別途お知らせします。

### 3. 障害年金業務に関する大切なお知らせ（その6）

【年金給付部 給付企画グループ】  
【障害年金業務部 障害年金第1グループ】

- 【指示・依頼】 障害厚生年金に係る裁定請求関係資料（写）の請求方法  
（平成23年11月8日 障害指2011-03）  
本部（障害年金業務部）で管理している障害厚生年金裁定請求書や添付された診断書等の写を要求する場合の請求方法をお示しするものです。
- 【指示・依頼】 「疑義照会（2010-535 改定請求書にかかる取扱いについて）」  
の回答の差し替え（平成23年11月30日 給付指2011-294）  
疑義照会（2010-535 平成22年9月9日回答）の回答を差し替えしたことをお知らせするものです。
- 【指示・依頼】 20歳前障害基礎年金において初診日が確認できる書類が添付できない場合の取扱い（平成23年12月19日 給付指2011-305）  
20歳前に発病した障害で初診日に関する医師の診断書等が添付できない場合、第三者（民生委員等）の証明を初診日を明らかにできる書類として取扱うことができるようになったことをお知らせするものです。
- 【情報提供】 心疾患による障害の異常検査所見および重症心不全について  
（平成23年10月24日 給付情2011-166）  
標記に係る疑義照会（平成23年9月20日照会）への回答をお知らせするものです。
- 【情報提供】 ヒト免疫不全ウイルス感染症に係る認定事例の報告等について  
（平成23年12月2日 給付情2011-206）  
標記に係る報告の徹底及び報告方法について、改めてお知らせするものです。
- 【情報提供】 診断書のホームページへの掲載  
（平成23年12月5日 給付情2011-207）  
障害年金裁定請求書に添付する診断書（精神障害用）（血液・造血器・その他の障害用）のPDF版をHPに掲載したことをお知らせするものです。
- 【指示・依頼】 障害の現状に関する届出により増額改定または減額改定となった場合の診査日事務取扱の変更（平成23年12月26日 給付指2011-314）  
「現況診断書」の診査の結果、増額・減額改定となる場合の診査日登録事務の取扱いを平成24年2月1日から変更することをお知らせするものです。

障害厚生年金に係る裁定請求関係資料(写)の請求方法

宛先	本部		ブロック本部			事務センター				年金事務所				
	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G	国年G	年給G	記録G	適用課	徴収課	国年課	記録課	相談室
		◎		◎				◎						◎

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保

本部関係部  
総務部、年金給付部

**目的・趣旨**  
障害厚生年金に関する裁定請求関連資料については、症状が重症化した場合の再請求や審査請求手続きを行う場合に、本部で管理している過去に提出された裁定請求書や添付された診断書等の写を資料請求される事象が増えてきています。  
また、今後年金確保支援法の施行に伴い、これらの資料請求は増大することが見込まれるため、資料請求方法を統一し、業務の効率化を図るものです。

**ポイント(内容)**  
○ 年金事務所や事務センターにおいて、過去の障害厚生年金に関する裁定請求書及び添付資料(診断書等)の写しが必要となった場合、所定の用紙(別紙)により、障害年金業務部特殊あてメールにて送付いただくこととするもの。  
【送付先】  
機構本部障害年金業務部特殊 [REDACTED]

照会先  
本部障害年金業務部障害年金第  
一G担当 小原、斉藤  
連絡先  
(直通) [REDACTED]

審査担当フィック欄 ■

平成 年 月 日

日本年金機構  
障害年金業務部長 様

〇〇〇〇年金事務所長  
(担当：〇〇)

年金請求書（国民年金・厚生年金保険障害給付）及び添付資料（写）  
の送付依頼について

下記の者について、( ) に使用いたしますので、  
標記資料の送付をお願いします。

記

1. 基礎年金番号   \*\*\*\*-\*\*\*\*\*
2. 氏           名   〇〇 〇〇
3. 生 年 月 日   平成   年   月   日
  
4. 送付を依頼する資料（必要なものを記載してください。）
  
5. その他（必要な指示があれば記載してください。）

以上

疑義照会（2010-535 改定請求書にかかる取扱いについて）の回答の差し替え（指示・依頼）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター				年金事務所				
	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G	国年G	年給G	記録G	適用課	徴収課	国年課	記録課	相談室
		○	○	◎				◎						◎

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	✓			

本部関係部

年金相談部 リスクコンプライアンス部

目的・趣旨

疑義照会（2010-535 改定請求書にかかる取扱いについて）の回答内容について、法令上の取扱いと相違していることが判明したため、平成23年11月30日に回答の差し替えを行ったことのお知らせするものです。

ポイント（内容）

疑義照会の回答内容で、「1級の障害基礎年金の受給権者が額改定の請求をした場合に、受理することは差し支えなく、処分通知は不要と思料される。」としておりましたが、額改定請求が行政手続法第8条でいうところの申請に該当するため、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。」とされていることから、却下処分をすることとなる旨の回答に差替えました。今後は疑義照会回答票に沿った対応をお願いいたします。

審査担当チェック欄 ■

照会先  
 本部年金給付部給付指導G  
 担当 松村  
 連絡先

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年 4月21日  
照会部署名 山口事務センター年金給付G  
照会担当者 ●● ●●  
連絡先 ●●●-●●●-●●●●  
メールアドレス

業務実施部署の長の確認	確認
-------------	----

(案件)

(受付番号) No. 2010-535	改定請求書にかかる取り扱いについて
------------------------	-------------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

1級の障害基礎年金受給権者が「永久認定」となることを意図して「改定請求書」を提出し、事務所で受けました。

提出された改定請求書は、国民年金法第34条2項に規定する障害年金の額の改定を行うことができる受給権者に該当しないとして、「事務連絡」により「返戻」、若しくは、「却下」として「処分」するのいずれの取り扱いとすべきか、ご教示願います。

なお、診断書の審査の結果は「1級 3年有期」となりました。

(回答)

有期認定から「永久認定」となることを目的としたものか否かは別として、本人より額改定請求があった場合は、受理して差し支えありません。

ただし、本件の対象者は、1級の障害基礎年金を受給していることから「障害基礎年金の受給権者は、(略)額の改定を請求することができる。」(国民年金法第34条第2項)という要件に該当しないため、却下処分をすることとなります。

回答日 平成23年11月30日  
回答部署名 年金給付部 給付指導グループ  
回答作成者(一般職) ●● ●●  
連絡先 ●●-●●●●-●●●●

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	●●
----------------------------------	----

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年 4月21日  
 照会部署名 山口事務センター年金給付G  
 照会担当者 ●● ●●  
 連絡先 ●●●-●●●●-●●●●

業務実施部署の長の確認	確認
-------------	----

(案件)

(受付番号) No. 2010-535	改定請求書にかかる取り扱いについて
------------------------	-------------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

1級の障害基礎年金受給権者が「永久認定」となることを意図して「改定請求書」を提出し、事務所で受けました。

提出された改定請求書は、国民年金法第34条2項に規定する障害年金の額の改定を行うことができる受給権者に該当しないとして、「事務連絡」により「返戻」、若しくは、「却下」として「処分」するのいずれの取り扱いとすべきか、ご教示願います。

なお、診断書の審査の結果は「1級 3年有期」となりました。

(回答)

障害基礎年金の障害の程度が変わった場合の年金額の改定については、国民年金法第34条において規定されており、同条第2項において障害基礎年金の受給権者は「障害の程度が増進したことによる」障害基礎年金の額の改定を請求することができると規定されている。(以下、「額改定の請求」という)

本件の対象者については、有期認定から「永久認定」となることを目的としたものか否かは別として、本人より額改定の請求があった場合は、受理して差し支えない。

なお、審査の結果、障害の状態が従前の障害の状態と同程度であり、引き続き障害基礎年金を支給すべきものと認めることは、単に障害の状態を確認したことにすぎず、特定の事実、法律関係の存在を確定する行為のため、処分通知は不要と思料される。

回答日 平成22年9月9日  
 回答部署名 年金給付部 給付指導グループ  
 回答作成者 ●● ●●●●  
 連絡先 ●●●-●●●●-●●●●

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	●●
----------------------------------	----

## 20歳前障害基礎年金において初診日が確認できる書類が添付できない場合の取扱い（指示・依頼）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター				年金事務所				
	各部（全）	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G	国年G	年給G	記録G	適用課	徴収課	国年課	記録課	相談室
	○		○					○						○

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	レ	レ		

### 本部関係部

障害年金業務部、年金相談部

### 目的・趣旨

初診日において20歳未満であった障害による障害基礎年金の請求において、初診日が確認できる書類が添付できない場合に、初診日当時の状況を把握している複数の第三者の証明（以下「第三者証明」という。）を添付できる場合には初診日を明らかにできる書類として取扱うこととするとの通知が厚生労働省年金局事業管理課長より示されましたので、その内容を周知するとともに、平成24年1月4日から実施する取扱いについてお知らせします。

### ポイント（内容）

1. 厚生労働省年金局事業管理課長通知  
別添1を参照してください。

### 2. 適用対象の年金

初診日に20歳未満であった障害による障害基礎年金（別添2のQ&Aもご確認ください。）

### 3. 第三者証明による初診日の確認

提出された書類で初診日の確認を行うことができない場合であっても、その事実が複数の第三者（民生委員、病院長、施設長、事業主、隣人等であって、請求者、生計維持認定対象者及び生計同一認定対象者の民法上の三親等内の親族は含まない。※1）証明により确实視される場合に限り、その証明により確認して差し支えないこととする。なお、当該証明については文書によるものとし、証明する者の氏名、住所、請求者との関係、請求者の傷病に関し知りうること（発病、事故、初診年月等）等が具体的に記入されたものによること。（※2 ※3）

※1 第三者の範囲は、平成23年3月23日年発0323第1号年金局長通知「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」（【給付情 2011-40】を参照）に準じ取扱う。

※2 第三者証明による初診日の確認方法（認定方法）は、特別障害給付金と同様に取扱う。

※3 第三者証明は定型様式としませんが、「初診日に関する第三者の申立書」（別添3）を参考様式としてご活用ください。

4. 適用開始日

平成24年1月4日 受付分から

5. これまでの取扱い

初診日を確認するにあたり、これまで初診の医療機関にて初診日を証明する書類が添付できない場合は、「受診状況等証明書が添付できない理由書」を提出し、それ以後の一番古い受診医療機関から初診日が確認できる書類（受診状況等証明書など）を添付することとしていました。また、併せて身体障害者手帳等の添付を求めてこれらの書類や傷病の性質等を総合的に勘案して初診日の判断を行っていました。

今回の厚生労働省通知は、これらの事務取扱を変更するものではありません。（第三者証明のみをもって初診日の確認を行わないこと。）

6. Q & A

この取扱いについて、Q & A（別添2）を作成しましたのでご確認ください。

7. 受付処理簿への記載

都道府県事務センターにおいて、第三者証明による請求を受付した際には、受付処理簿の添付書類に「第三者証明」などと登録するようにして、この取扱いの対象者であることがわかるようにしてください。

8. 業務処理要領【マニュアル】年金給付

本件について、業務処理要領【マニュアル】年金給付（障害基礎年金請求書）の修正は追って行います。

業務処理要領【マニュアル】 年金給付（障害基礎年金請求書）

照会先  
本部年金給付部給付企画G  
担当 太田（哲）、渡邊  
連絡先（直通）

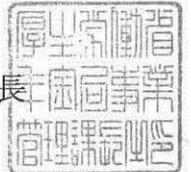
審査担当チェック欄 ■



年管管発 1216 第 3 号  
平成 23 年 12 月 16 日

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長



20歳前障害による障害基礎年金の請求において初診日  
が確認できる書類が添付できない場合の取扱いについて

障害基礎年金の請求に当たり、国民年金法施行規則第31条第2項第6号において障害の原因となった疾病又は負傷に係る初診日を明らかにすることができる書類を添付することとしているところである。

しかしながら、初診から長期間経過して請求する場合などは、初診日の証明が添付できないことがあることから、初診日の証明について弾力的な運用を求められてきたところである。

今回、20歳前障害による障害基礎年金の請求に限り、初診日の証明がとれない場合であっても明らかに20歳以前に発病し、医療機関で診療を受けていたことを複数の第三者が証明したものを添付できるときは、初診日を明らかにする書類として取り扱うこととし、平成24年1月4日より実施することとしたので通知する。

なお、初診日を明らかにする書類として第三者証明が添付されてきた場合は、発病から現在までの病歴や治療経過等を十分確認したうえで、初診日が妥当であるか判断すること。

この取扱いについて貴機構の年金事務所等に周知徹底を図り遺漏のないよう取り扱われたい。

初診日が20歳未満であった方の障害基礎年金の請求において、初診日を確認できる書類が添付できない場合の取扱いQ&A

(日本年金機構年金給付部作成)

Q1 初診日が20歳未満であった方の障害基礎年金（以下「20歳前障害基礎年金」という。）にのみ第三者証明を可能とする理由はどのようなものか。

A 20歳前障害基礎年金の対象となる方の多くは、先天性疾患であり幼少期に受診した以後に通院履歴がないことが多く、医療機関で初診日に関する証明を得ることが難しくなると考えられます。20歳前障害基礎年金は無拠出年金であり納付要件を問わないことから、今回は20歳前障害基礎年金に限定したものです。

Q2 初診日が20歳以降の場合や障害厚生年金の場合でも第三者証明の取扱いを行ってもよいか。

A 今回は20歳前障害基礎年金に限定した取扱いです。窓口で誤って説明しないように注意してください。

Q3 適用開始時期はいつか

A 平成24年1月4日受付分から対象となります。

Q4 適用対象となる国民年金法の条文とはどれか。

A 【新法】

国民年金法第30条の4第1項（障害認定日による請求）

〃 第2項（事後重症による請求）

【旧法】

国民年金法第57条第1項

（障害認定日による請求・事後重症による請求）

Q5 年金コードが6350となる障害基礎年金に適用すると認識してよろしいですか。

A 年金コードから考えるのではなく、条文から適用対象かどうか判断してください。年金コード6350となる障害基礎年金の全てが対象ではありません。

【年金コード6350でも適用対象とならない例】

平成6年改附第4条・・・過去に失権（国民年金や被用者年金）した方が再度障害等級に該当した場合に再び請求できる内容のものです。最初の障害年金決定時に初診日の確認を行っておりますので、再度の請求時に再度初診日の確認は行わないため適用対象になりません。

平成6年改附第6条・・・国年質疑応答逐条改正経過集覧（一〇七九・一〇八〇ページ）にて同法は、20歳到達後の初診の者を対象としたものと解されたいとしていることから適用対象になりません。

Q6 2以上の障害を併せて、初めて障害等級の1級または2級に該当したことによる請求（以下「はじめて2級」という。）[根拠条文：国民年金法第30条の3第1項、厚生年金保険法第47条の3第1項]の場合は適用対象となりますか。

A はじめて2級は適用対象となりません。はじめて2級は前発の障害の初診日は問わず、後発の障害（基準障害）で初診日の確認を行いますが、後発の障害の初診日は被保険者期間中または被保険者の資格を失った後60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいることが条件になります。したがって、はじめて2級による請求を20歳前障害基礎年金で請求することはありません。

Q7 提出された第三者証明の審査は、どこで行うのか。

A 特別障害給付金において同様の事務を行っている事務センターでの審査になります。今回、20歳前障害基礎年金の請求においても第三者証明が提出された場合は、同様に事務センターでの審査になります。

Q8 第三者証明は複数とあるが何人の証明が必要か。

A 複数としていますので少なくとも2人以上と考えてください。

Q9 第三者証明として認められる証明者の範囲はどこまでか。

A 民生委員、病院長、施設長、事業主、隣人等であって、請求者、生計維持認定対象者及び生計同一認定対象者の民法上の三親等内の親族は含みません。（平成23年3月23日年発0323第1号年金局長通知「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」（関連【給付情2011-40】を参照）に準じ取扱います。）

Q10 初診日を確認する書類として第三者証明のみ添付があれば他の初診日を確認する書類は省略してよいか。

A 初診日を確認する書類として第三者証明のみ添付する取扱いは行いません。

年金相談窓口で、年金請求者等からの相談時に、受診状況等証明書など初診日を証明する書類が添付できるかどうか確認してください。初診日を証明する書類の添付ができないときは、受診状況等証明書が添付できない理由書の提出を求めてください。その際、身体障害者手帳等の初診日を確認するための参考書類の提出を求めるとともに、初診日頃の状況を証明できる複数の第三者の有無を確認していただき、第三者証明の提出も併せてご案内ください。

第三者証明の提出があった場合には、事務センターにおいて、第三者証明を含めて総合的に初診日の判断を行ってください。

Q11 第三者証明については、「・・・証明する者の氏名、住所、請求者との関係、請求者の傷病に関し知りうること（発病、事故、初診年月日等）等が具体的に記入されたものによること。」とあるが、具体的にはどのようなものであるべきか。

A 例えば、以下のような項目について出来る限り詳しく第三者証明に記載があると具体的な初診日の確認ができると考えますので参考としてください。

① 申し立て人について

氏名、現住所、連絡先、請求者との関係（初診年月日前後から現在まで）

② 初診年月日等について

傷病名、初診年月日、医療機関名、医療機関所在地・診療担当科名

③ 初診年月日頃を含む請求者の状況

発病から初診年月日までどのような症状があったのか、日常生活に支障があればどのような状況であったのか（その状況を知った経緯も含めて）。また、初診年月日にどのような症状があったのか、日常生活に支障があればどのような状況であったのか（その状況を知った経緯も含めて）。

Q12 過去に不支給となった者が再度請求してきた場合に、受付は遡及するのか。

A 前回の請求は処分が確定しています。第三者証明を添付して新たに請求書の提出があった場合は、新たに受付をしてください。（受付日は遡及しません。）

Q13 既に受付している請求書に第三者証明を添付してもよいか。

A 適用開始日前に受付した請求書（処分確定前のものに限る。）では、第三者証明を添付して初診日を判断することはできません。ただし、初診日を証明する書類の添付不備等を理由として返戻後、適用開始日以降に再受付となる場合は第三者証明の添付が可能となります。

Q14 第三者証明で決定した者の人数調査は行うのか。

A 今のところ調査することは考えていません。ただ、今後、必要に応じ調査することも考えられますので、いつでも対象者の報告ができるように把握しておいてください。サービススタンダードの受付処理簿の添付書類に「第三者証明」などと登録しておくようにしてください。

Q15 市区町村への周知はどうするのか。

A 厚生労働省年金局から地方厚生局を経由して市区町村へ周知することとしますが、年金事務所等においても市区町村担当者との連携を図るようになしてください。

※ 地方厚生局への通知には、参考としてこの指示依頼文書(別添2：Q&A、別添3：初診日に関する第三者の申立書〔参考様式〕を含む。)が添付されます。

## 初診日に関する第三者の申立書

障害基礎年金請求者\_\_\_\_\_の傷病名（\_\_\_\_\_）  
の初診日については、次のとおり申し立てます。

---



---



---



---



---



---



---



---

※20歳以前に上記傷病で通院していた様子などできる限り詳細に記載願います。

平成 年 月 日

<申立者>

住 所

連絡先 \_\_\_\_\_（\_\_\_\_\_）

氏名 \_\_\_\_\_ 印

（請求者との関係：\_\_\_\_\_）

※ご提出後に、申立内容を確認させていただくことがあります  
のであらかじめご了承ください。

心疾患による障害の異常検査所見および重症心不全について（情報提供）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター				年金事務所				
	各部 (全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年 G	国年 G	年給 G	記録 G	適用 課	徴収 課	国年 課	記録 課	相談 室
	◎			◎				◎						◎

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	レ	レ		

本部関係部  
障害年金業務部

**目的・趣旨**  
国民年金・厚生年金保険障害認定基準「第 11 節 心疾患による障害」における、心疾患による障害の異常検査所見および重症心不全について疑義照会があり回答をしましたので、その内容についてお知らせするものです。（本件にかかる疑義照会は、機構本部関係部からのものであり、機構 LAN 疑義照会掲示板には掲載されないため。）

**ポイント（内容）**  
【照会内容】  
1 「障害認定基準」の第 11 節 心疾患による障害の 2 認定要領 (7)心疾患の検査で異常所見の「D 心エコー図で中等度以上の左室肥大と心拡大、弁膜症、収縮能の低下、拡張能の制限、先天性異常のあるもの」について、①「中等度以上」はどこまでかかるのか。②「中等度以上」とは具体的にどのような場合に該当するのか。③この項目はどのように解釈するのか。  
2 「障害認定基準」の第 11 節 心疾患による障害の 2 認定要領 (9)⑦重症心不全において CRT、CRT-D を装着したものは 2 級に認定するとされているが、これは「重症心不全に該当する者が装着した場合」と理解してよろしいか。  
【回答】  
1-① 「中等度以上の」は、すべてにかかる。  
1-② 具体的例示は年齢によっても基準が異なるため、認定にあたっては循環器内科の専門医師の判断によって行うこととなる。  
1-③ 左室肥大～先天性異常までのいずれか 1 つが「中等度以上」であれば該当する。  
2 CRT、CRT-D の装着に際しては、重症心不全に該当する者が装着するもので、該当しない者が装着したことのみをもって 2 級と認定しない。  
※詳細は、別添疑義照会の回答をご覧ください。

照会先 年金給付部給付企画 G  
本部担当 渡邊 太田 (哲)  
連絡先 (直通) [REDACTED]

(様式第3)

疑義照会(回答)票(厚生労働省)

照会日 平成23年9月20日  
照会部署名 年金給付部給付企画グループ  
照会担当者 (役職名) ●● ●●  
連絡先 ●●-●●●●-●●●●

主管担当部署の長の確認 ●●●

(案件)

(受付番号) No. 2011-54	心疾患による障害の異常検査所見および重症心不全について
-----------------------	-----------------------------

(内容)

<p>1. 国民年金・厚生年金保険障害認定基準 第11節心疾患による障害 2 認定要領(7)心疾患の検査での異常検査所見について伺います。</p> <p>「D 心エコー図で中等度以上の左室肥大と心拡大、弁膜症、収縮能の低下、拡張 能の制限、先天性異常のあるもの」について</p> <p>① 「中等度以上の」はどこまでかかるのか、「左室肥大」のみか、「左室肥大 と心拡大」か、それともすべてかご教示願いたい。</p> <p>② 「中等度以上」とは具体的にどのような場合に該当するのか、ご教示願いたい。</p> <p>③ この項目はどのように解釈するのか。例えば「中等度以上の左室肥大」があり、かつ、「心拡大」以降の症状をすべて満たすことが必要」と読む。あるいは、「中等度以上の左室拡大及び中等度以上の心拡大」があり、かつ、「弁膜症」以降のいずれか1つ以上の症状がある」と読む。等具体的にご教示願いたい。</p> <p>2. 国民年金・厚生年金保険障害認定基準 第11節心疾患による障害 2 認定要領 (9)⑦重症心不全について伺います。</p> <p>① CRT、CRT-Dを装着したものは2級に認定するとされているが、これは「重症心不全に該当する者が装着した場合」という理解であり、「重症心不全に該当しない者が装着した場合はそれのみをもって</p>
--

2級には認定しない」ということによりよろしいかご教示願いたい。(心臓移植、人工心臓は、当然、重症心不全の者が対象と理解している。)

【対応案】

1-①について

「中等度以上の」は、すべてにかかる。

1-②について

具体的例示については、年齢によっても基準値が異なるため、例示を示すことはできないと思われるため、認定にあたっては、循環器内科の専門医師の判断によって行うこととなる。(各都道府県事務センターにおいて認定が困難である場合は、給付指2011-45「障害認定事務の拠点間の相互扶助」を利用する。)

1-③について

左室肥大～先天性異常までのいずれか1つが「中等度以上」であれば該当する。

2-①について

CRT、CRT-Dの装着に際しては、重症心不全に該当する者が装着するものであり、該当しない者が装着したことのみをもって2級には認定しないことよい。

(回答)

お見込みのとおり。

なお、日本循環器学会のHPに掲載されている「循環器超音波検査の適応と判読ガイドライン(2010年改訂版)」に「僧帽弁狭窄の重傷度評価」及び「僧帽弁逆流の重傷度評価」における中等度の検査数値等が示されているので参考とされたい。

回答日 平成23年9月29日

回答部署名 厚生労働省年金局事業管理課

回答作成者 ●●●●

連絡先 ●●●●-●●●●

事業管理課課長補佐の確認

●●

## ヒト免疫不全ウイルス感染症に係る認定事例の報告及び 精神の障害用診断書の管理帳票等要求（情報提供）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター				年金事務所				
	各部 (全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年 G	国年 G	年給 G	記録 G	適用課	徴収課	国年課	記録課	相談室
	○							○						○

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保

本部関係部

障害年金業務部

### 目的・趣旨

ヒト免疫不全ウイルス感染症に係る認定事例の報告及び、精神の障害用診断書の平成 24 年 2 月使用分の要求について注意喚起するものです。

### ポイント（内容）

#### 1. ヒト免疫不全ウイルス感染症に係る認定事例の報告

ヒト免疫不全ウイルス感染症に係る認定事例の報告は、国民年金・厚生年金保険年金給付業務処理マニュアル(P111)に基づき機構本部年金給付部給付企画グループに随時報告をすることとなっていますので、報告漏れのないようにお願いします。報告対象は、平成 23 年 3 月 2 日以降の認定分（新規請求）となります。

なお、認定調書には、平成 10 年通知、平成 23 年通知 A 及び平成 23 年通知 B に基づく認定結果が記入されていることを確認してください。（平成 23 年 2 月 2 日【給付指 2011-24】別添 1 「7. 障害認定結果の認定調書等への記載」を参照）

#### 2. 精神の障害用診断書の管理帳票等要求

平成 23 年 7 月 1 日【給付指 2011-195】別添 1 「6. 管理帳票等用診断書についての留意事項」において、平成 24 年 2 月使用分から、精神の障害用診断書と記入上の注意がキリトリ線につながり 1 枚となる旨をお知らせしたところです。平成 24 年 2 月使用分の管理帳票等要求期限は、平成 23 年 12 月 9 日（金）となっておりますのでご注意ください。

照会先

本部年金給付部給付企画グループ

【担当】渡邊、太田（哲）

【連絡先】XXXXXXXXXX（直通）

## 診断書のホームページへの掲載（情報提供）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター				年金事務所				
	各部 (全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年 G	国年 G	年給 G	記録 G	適用課	徴収課	国年課	記録課	相談室
	○		○					○						○

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	○			

## 本部関係部

年金相談部、障害年金業務部

## 目的・趣旨

障害年金の請求書等に添付する診断書のうち、精神の障害用及び血液・造血器・その他の障害用の PDF 版を日本年金機構ホームページに掲載したことをお知らせするものです。

## ポイント（内容）

障害年金の請求書等に添付する診断書のうち、精神の障害用及び血液・造血器・その他の障害用の PDF 版を日本年金機構ホームページに本日（平成 23 年 12 月 5 日）から掲載したことをお知らせします。

上記以外の診断書については、準備が整い次第掲載します。

## 【掲載場所】

日本年金機構ホームページ > 申請・届出様式（必要な手続き）

> 3. 年金受給に関する届出・手続き > 共通項目（老齢年金、障害年金、遺族年金）【10】

## 照会先

本部年金給付部給付企画 G

【担当】渡邊、太田（哲）

【連絡先】XXXXXXXXXX（直通）

**障害の現状に関する届出により増額改定または減額改定となった場合の診査日事務取扱の変更（指示・依頼）**

宛先	本部		ブロック本部			事務センター				年金事務所				
	各部（全）	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G	国年G	年給G	記録G	適用課	徴収課	国年課	記録課	相談室

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	レ	レ		

**本部関係部**  
 障害年金業務部 支払部 業務渉外部 基幹システム開発部

**目的・趣旨**  
 障害の現状に関する届出（以下「現況診断書」という。）の診査の結果、増額改定・減額改定となる場合の診査日登録事務取扱いを平成24年2月1日から変更することについてお知らせします。

**ポイント（内容）**

- 診査日登録事務取扱変更**  
 【給付指 2011-295】にて行った意見照会の結果を踏まえ、例えば増額改定の場合、現行の事務取扱では指定日の属する月の末日を診査日としていましたが、取扱変更後は指定日の属する月の初日を診査日とします。  
 取扱および額改定報告書記載例など変更内容詳細は別紙1～4をご覧ください。
- 対象**  
 国民年金（新法・旧法）または厚生年金保険（新法・旧法）または共済年金※（新法・旧法）の障害年金受給者から現況診断書の提出があり、障害状態を診査した結果、従前の障害等級より上位等級となった場合（増額改定）または従前の障害等級より下位等級となった場合（減額改定）です。  
 ※ 共済年金とは、J R、N T T、J Tの三共済です。農林年金は平成24年4月の事務移管後から対象とします。
- 適用開始日**  
 平成24年2月1日（水） 現況診断書受付分から
- 業務取扱要領の改訂**  
 本件に関する、国民年金（短期年金）年金給付関係業務取扱要領（諸変更編）の改訂は実施開始日までに行い、機構本部基幹システム開発部からお知らせします。

審査担当チェック欄 ■

照会先  
 本部年金給付部給付企画G  
 担当 太田（哲）、渡邊  
 連絡先（直通）

## 障害の現状に関する届出により増額改定または減額改定となった場合の診査日事務取扱変更について

障害年金にかかる障害の現状に関する届出（以下「現況診断書」という。）については、増額改定の場合は指定日の属する月の翌月分から、減額改定又は支給停止の場合は指定日の翌日から起算して3ヶ月を経過した日の属する月分から行っており、診査日（改定日）を末日として事務処理を行っている。（別紙2、3参照）

例えば7月生月者の場合は、増額改定の場合は7月31日、減額改定又は支給停止の場合は10月31日が診査日（改定日）となり、額改定請求が可能な日は、それぞれ翌年の8月1日、11月1日以降となる。

このため、増額改定者の場合は、翌年の8月1日に額改定請求書の提出があり、診査した結果、増額された場合、改定した金額で支払われるのは翌年9月分からとなる。減額改定者の場合は、翌年の11月1日に額改定請求書の提出があり、診査した結果、増額された場合、改定した金額で支払われるのは翌年12月分からとなる。いずれも、額改定請求により改定した金額で支払われるのは最短でも13ヵ月要しており、12ヵ月ではないことから受給権者から苦情が寄せられる原因となっている。

この点は、末日とする事務を行う根拠となっている事務取扱要領を変更することで対応可能と考える。現行、末日としていたものを、額改定請求者の請求可能な時間的利益を最大限に確保するという観点から、初日（1日）とし、1年後の同月内に額改定請求が可能となれば、改定した金額で支払われるまで最短12ヵ月となり上記問題が解決する。（別紙2、3、4参照）なお、この方法は法律改正が不要である。

以上のことから、現況診断書において増額・減額改定となる場合に、診査日を初日（1日）とするよう取扱い変更を行う。

なお、適用開始時期は平成24年2月1日現況診断書受付分からとする。

参考：国民年金法第三十四条第3項（厚生年金保険法第五十二条第3項）

前項の請求は、障害基礎年金（障害厚生年金）の受給権を取得した日又は第一項の規定による厚生労働大臣の診査を受けた日から起算して一年を経過した日後でなければ行うことはできない。

## 新旧対照文

## ◎ 国民年金（短期年金）年金給付関係業務取扱要領（諸変更編）

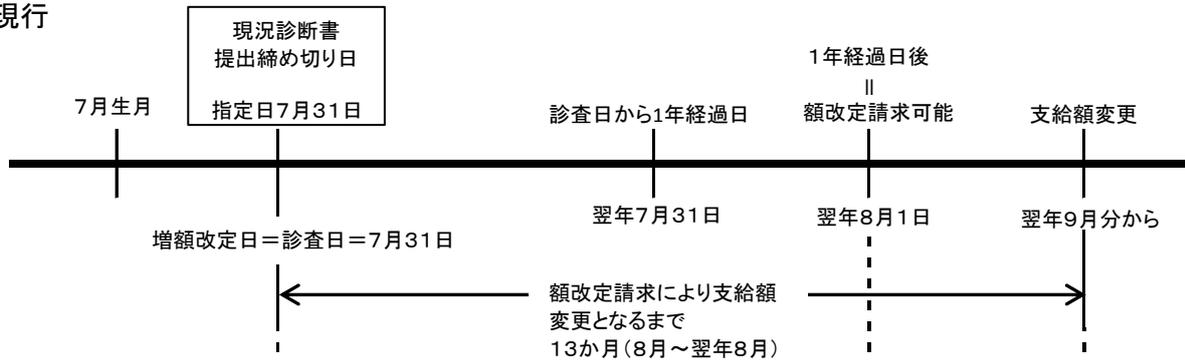
（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>【P124】</p> <p>9. 国年短期額改定報告書の記入方法について</p> <p>額改定等については、「障害基礎年金受給権者等の現況届の取扱いについて」（平成元年3月8日庁保発第6号）の通知（P136参照）により行うこと。なお、国年短期額改定報告書の記入方法は次のとおりである。</p> <p>国年短期額改定報告書（支給停止）</p> <p>(1) 年金証書の基礎年金番号・年金コード 年金証書の基礎年金番号・年金コードを記入する。</p> <p>(2) 生年月日 受給権者の生年月日を記入する。</p> <p>(3) 停止年月日</p> <p>① 停止事由が11又は12の場合</p> <p>ア. 指定日内又は指定日の翌日から起算して3ヵ月を経過した日前に現況届等が提出された場合、指定日の翌日から起算して3ヵ月を経過した日の属する月分から停止となるため、停止となる月の前月<b>初日</b>を記入すること。</p> <p>イ. 指定日の翌日から起算して3ヵ月を経過した日以降に現況届等を提出された場合、提出日の翌月から停止となるため提出月の<b>初日</b>を記入する。</p> <p>ウ. 停止事由が62、63又は65の場合 7月31日とする。</p> <p>(4) 停止事由 該当する停止事由を記入する。</p> <p>(5) 氏 名 受給権者の氏名を記入する。</p> <p>国年短期額改定報告書（支給停止解除）</p> <p>(1) 年金証書の基礎年金番号・年金コード、生年月日、氏名 国年短期額改定報告書（支給停止）の(1)、(2)、(5)により記入する。</p> <p>(2) 開始年月日 支給停止事由62又は65を解除する場合、7月31日とする。</p> <p>(3) 開始事由 01とする。</p> <p>国年短期額改定報告書（障害等級の変更）</p> <p>(1) 年金証書の基礎年金番号・年金コード、生年月日、氏名 国年短期額改定報告書（支給停止）の(1)、(2)、(5)により記入する。</p> <p>(2) 改定年月日</p> <p>① 増額改定 指定日の属する月の<b>初日</b>を記入する。なお、指定日の翌日から起算して3ヵ月を経過した後に現況届等を提出された場合、</p>	<p>【P124】</p> <p>9. 国年短期額改定報告書の記入方法について</p> <p>額改定等については、「障害基礎年金受給権者等の現況届の取扱いについて」（平成元年3月8日庁保発第6号）の通知（P136参照）により行うこと。なお、国年短期額改定報告書の記入方法は次のとおりである。</p> <p>国年短期額改定報告書（支給停止）</p> <p>(1) 年金証書の基礎年金番号・年金コード 年金証書の基礎年金番号・年金コードを記入する。</p> <p>(2) 生年月日 受給権者の生年月日を記入する。</p> <p>(3) 停止年月日</p> <p>① 停止事由が11又は12の場合</p> <p>ア. 指定日内又は指定日の翌日から起算して3ヵ月を経過した日前に現況届等が提出された場合、指定日の翌日から起算して3ヵ月を経過した日の属する月分から停止となるため、停止となる月の前月<b>末</b>を記入すること。</p> <p>イ. 指定日の翌日から起算して3ヵ月を経過した日以降に現況届等を提出された場合、提出日の翌月から停止となるため提出月の<b>末日</b>を記入する。</p> <p>ウ. 停止事由が62、63又は65の場合 7月31日とする。</p> <p>(4) 停止事由 該当する停止事由を記入する。</p> <p>(5) 氏 名 受給権者の氏名を記入する。</p> <p>国年短期額改定報告書（支給停止解除）</p> <p>(1) 年金証書の基礎年金番号・年金コード、生年月日、氏名 国年短期額改定報告書（支給停止）の(1)、(2)、(5)により記入する。</p> <p>(2) 開始年月日 支給停止事由62又は65を解除する場合、7月31日とする。</p> <p>(3) 開始事由 01とする。</p> <p>国年短期額改定報告書（障害等級の変更）</p> <p>(1) 年金証書の基礎年金番号・年金コード、生年月日、氏名 国年短期額改定報告書（支給停止）の(1)、(2)、(5)により記入する。</p> <p>(2) 改定年月日</p> <p>① 増額改定 指定日の属する月の<b>月末</b>を記入する。なお、指定日の翌日から起算して3ヵ月を経過した後に現況届等を提出された場合、</p>

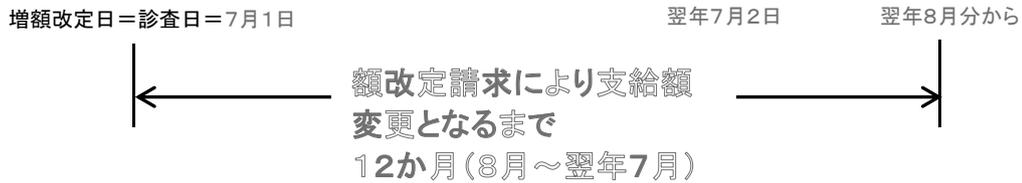
<p>提出のあった日の属する月の翌日から改定を行うため、提出のあった月の<u>初日</u>を記入する。</p> <p><b>【P125】</b></p> <p>② 減額改定 国年短期額改定報告書（支給停止）の（3）のア、イにより記入する。</p> <p>(3) 改定事由 07とする。</p> <p>(4) 障害関係項目 障害等級の変更に伴い、変更する項目がある場合は該当する項目のみ記入する。</p>	<p>提出のあった日の属する月の翌日から改定を行うため、提出のあった月の<u>月末</u>を記入する。</p> <p><b>【P125】</b></p> <p>② 減額改定 国年短期額改定報告書（支給停止）の（3）のア、イにより記入する。</p> <p>(3) 改定事由 07とする。</p> <p>(4) 障害関係項目 障害等級の変更に伴い、変更する項目がある場合は該当する項目のみ記入する。</p>
---	---

【 増額改定 】 例 7月生月者、指定日までに現況診断書が提出された場合

○現行

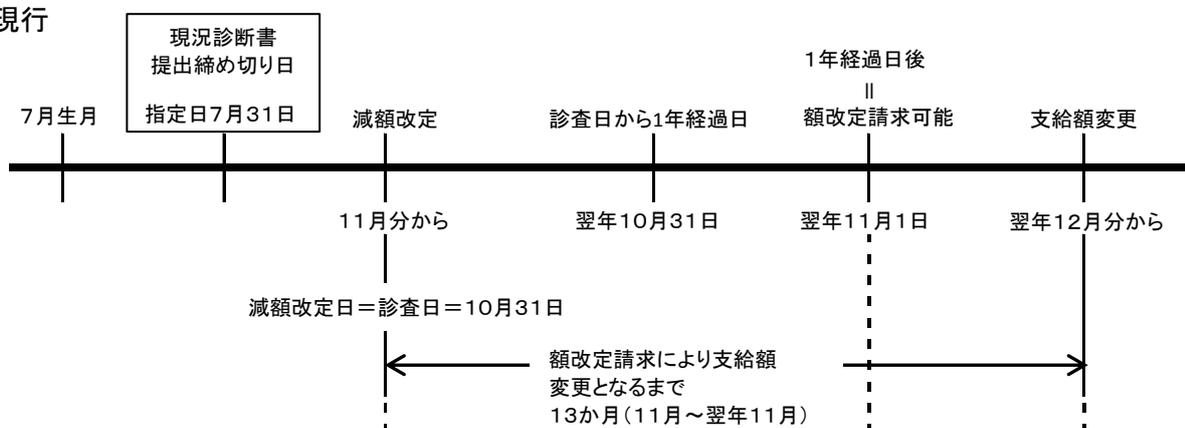


○変更案

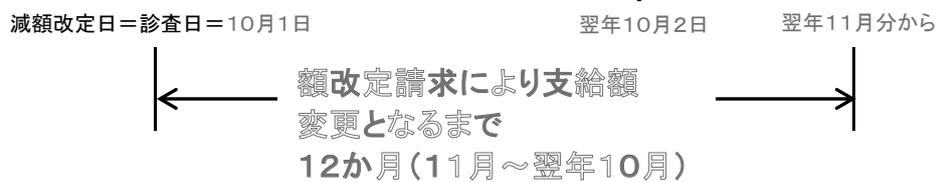


【 減額改定 】 例 7月生月者、指定日までに現況診断書が提出された場合

○現行



○変更案



平成 ××年 ××月××日

国年短期

額改定報告書 (障害等級の変更)

×××× (拠点名)

54	年金証書の基礎年金番号・年金コード		生年月日	改定年月日	改定事由	診断書	障害等級	障害号	傷病名	差引割合	有固年数	有固年度	氏名	備考
	例 7月生月者の場合(増額改定かつ、指定日の翌日から起算して3ヵ月を経過する前に現況診断書の提出があった場合。)													
			1357				0.7							
	現行の取扱い		1357				0.7							
	××××	××××××××	1357	××××××	2.4	0.7	3.1	0.7	×	×	××	××	ネンキン ハナコ	
			1357											
	変更案		1357				0.7							
	××××	××××××××	1357	××××××	2.4	0.7	0.1	0.7	×	×	××	××	ネンキン ハナコ	
			1357				0.7							
			1357				0.7							
			1357				0.7							

## 4. 再裁定グループからのお知らせ

### 再裁定の進達事務の留意事項（その6） 【再裁定ヘルプデスク電話照会事例 Q&A】

#### 【支払部 再裁定グループ】

再裁定の進達事務の留意事項については、平成22年11月号以降順次掲載しているところですが、今回は平成23年5月号に引き続き「再裁定ヘルプデスク」に寄せられた照会事例のうち主なもののQ&Aを掲載いたしますので、今後の業務の参考としてください。

- Q 1 様式127号に配偶者の基礎年金番号の記載が必要な場合は。
- Q 2 受発月の厚年資格喪失・取得を追加した場合、要再裁定者リストが出力されるが、再裁定の要否は。
- Q 3 様式227号（厚生年金保険老齢・障害・遺族厚生年金額改定請求書）（昭和55年改正法附則第63条）について、どのように処理をするのか。
- Q 4 通算老齢年金（0230）を受給していた者に実期間12月未満の船保期間が新たに判明した場合、通算老齢年金（0230）と遺族年金（1450又は0430）には再裁定が必要か。
- Q 5 3号特例期間中と重複する3号期間以外の期間が判明した場合、重複期間に引き続く期間についてどのように扱うのか。
- Q 6 死亡失権（50-01）処理を行った後、死亡届出者の続柄に入力誤りが判明した場合、再裁定の進達は必要か。
- Q 7 国民年金の任意加入被保険者が満額の老齢基礎年金を受給できる月数を超えて納付した保険料については還付することができるが、3号特例届を届出したことにより、満額の老齢基礎年金を受給できる月数を超えた場合も、保険料を還付し再裁定となるのか。
- Q 8 中国残留邦人等の対象者の新規裁定をしたところ、資格記録では納付済期間のみであるが、免除期間として決定された。納付済期間とする再裁定依頼は必要か。
- Q 9 判明した厚年期間が旧令共済組合員期間（以下、「旧令期間」という。）と重複している可能性がある場合の対応方法は。
- Q 10 第四種被保険者期間を有する者に旧令期間が判明したことにより、受給権発生年月日が第四種被保険者の資格喪失前まで遡及することとなった場合、第四種被保険者期間の削除は必要か。
- Q 11 通算老齢年金の再裁定において、「通算対象期間の確認が必要です」と返戻された場合、通算対象期間の確認に必要な書類は。
- Q 12 平成23年5月号の「再裁定ヘルプデスク電話照会事例Q&A」Q21の〈再取得失権の見抜き方フロー〉（P. 11）に〈同月の資格取得・喪失の場合は除く〉とあるが、どのような場合か具体例を示してほしい。

## 再裁定ヘルプデスク電話照会事例 Q & A

**Q 1. 様式 127 号に配偶者の基礎年金番号の記載が必要な場合は。**

A.

### (1) 新法老齢厚生年金 (1150) の場合

下記のいずれかに該当する場合は、配偶者の基礎年金番号の記載が必要です。

- ・原簿記録 (00 画面) の配状欄に00 以外の表示がある場合。
- ・改定記録 (04 画面) に加給関係のトランス (54-01, 54-02, 54-03, 54-04, 54-20, 54-21, 54-25) がある場合。

### (2) 旧法老齢年金 (0130) の場合

下記のいずれかに該当する場合は、配偶者の基礎年金番号の記載が必要です。

- ・原簿記録 (00 画面) の加対者欄に配偶者生年月日の表示がある場合。
- ・原簿記録 (00 画面) の寡加停欄に「1」もしくは「2」の表示がある場合。(旧法は、加給年金が停止されている場合、新法と異なり加給金及び停止額が表示されないため、必ず確認が必要です)
- ・改定記録 (04 画面) に加給関係のトランス (54-01, 54-02, 54-04, 54-20, 54-21) がある場合。

### (3) 遺族年金等 (1450/5950/6450/0430/0530/0930) の場合

- ・死亡者の基礎年金番号を、様式 127 号の被保険者基礎年金番号欄に記載してください。

※上記(1)(2)(3)いずれの場合も、配偶者(死亡者)の基礎年金番号が付番されていることを確認してください。

※上記(1)(2)については、必ず加給年金支給開始時の配偶者の基礎年金番号を記載してください。(加給年金額対象者ではない後妻(夫)を記載している場合があるので注意してください)

※障害年金についても、上記(1)(2)と同様に配偶者の基礎年金番号の記載が必要です。

**Q 2. 受発月の厚年資格喪失・取得を追加した場合、要再裁定者リストが出力されるが、再裁定の要否は。**

A.

ポイント：受発日と記録追加（訂正）処理日が重要

(1) 再裁定が必要な場合（主な事例）

- ・ 受発日以前（受発日も含む）の資格喪失・取得を追加した場合。
- ・ 受発月の資格喪失までを取り込んで新規裁定されている場合で、同月の資格取得を新規裁定後に追加処理した場合。（改定記録（04画面）に受発月の55-05がある場合は、諸変更での対応となります）
- ・ 新規裁定時に受発月の資格喪失及び取得までを取り込んで裁定されている場合で、取得月の報酬訂正がある場合。（改定記録（04画面）に受発月の52-01・51-01がある場合は諸変更での対応となります）

(2) 再裁定が不要な場合

受発日の翌日以降の資格喪失・取得を新規裁定後に追加処理した場合で、上記（1）の場合を除く。（三鷹連動で該当するトランズ（原因・事由）が作成されます。改定記録（04画面）に必要なトランズ（原因・事由）が連動作成されたことを確認後、要再裁定者リストを処理不要としてください。連動作成されなかった場合は、支払部各支払グループへご確認ください。三鷹連動のスケジュールは、「業務スケジュール」の「在職者支給停止率変更処理」「退職改定及び70歳被用者不該当届処理」を参照してください。）

※月額変更についても、同様に受発日と記録追加（訂正）処理日がポイントです。

**Q 3. 様式227号（厚生年金保険老齢・障害・遺族厚生年金額改定請求書（昭和55年改正法附則第63条）について、どのように処理をするのか。**

A.

受給権発生後の年金額の改定は、通常諸変更にて処理（対応する改定トランズ（原因・事由）を入力）し、改定日の翌月から年金額が変更になります。

しかし、様式 227 号については、諸変更での改定処理ができないため再裁定での対応となります。処理方法は、様式 227 号の申出日を遡及限度年月日（原簿上の表記は「遡及」）に設定して、被保険者種別の変更処理を行います。この処理により、遡及限度年月日（申出日）を改定日として翌月から年金額が変更となります。

なお、遡及限度年月日とは、受給者原簿上の遡れる一番古い日付ですので、遡及限度年月日を設定して再裁定を行った場合、遡及限度年月日以前の年金額歴史は正しく表示されません。遡及限度年月日以前の年金額歴史は、再裁定前の年金額歴史（13画面）を確認してください。

※昭和 55 年改正法附則第 63 条については、「年金機構業務つうしん 平成 23 年 5 月号」P. 7 を参照してください。

※同様に遡及限度年月日を設定して再裁定している主な事例は、以下のとおりです。

- ・平成 7 年 4 月～平成 9 年 3 月の 3 号特例にかかる改定。
- ・胎児出生による子原簿作成。
- ・中国残留邦人等の特例による公費充当にかかる改定。
- ・三共済・農林の 0 月 0 円発生者にかかる改定。

**Q 4. 通算老齢年金（0230）を受給していた者に実期間 12 月未満の船保期間が新たに判明した場合、通算老齢年金（0230）と遺族年金（1450 又は 0430）には再裁定が必要か。**

**A.**

（1）通算老齢年金（0230）については、再裁定は不要です。

- ①旧法において船保期間を厚年期間とみなす「厚生年金保険及び船員保険交渉法」は、通算老齢年金には適用されませんので、判明した船保期間を含めて通算老齢年金（0230）を再裁定することはできません。
- ②実期間 12 月未満のため、船保の通算老齢年金（0240）も発生しません。ただし、船保期間を追加して老齢要件を満たす場合は、厚生年金又は船員保険の老齢年金（0130 又は 0140）への裁定替えになります。
- ③障害年金（0330）も、船保期間の追加はできません。

(2) 当該判明記録が死亡者にかかるものである時、新法遺族（1450）の場合は12月未満の船保期間も厚年期間として計算しますので、船保期間の追加の再裁定となります。また、旧法遺族（0430）の場合は受給資格要件によって異なります。

①長期要件（今回期間追加することにより長期要件に該当する場合を含む）の場合は、船保期間の追加の再裁定が必要となります。

②短期要件の場合は、船保期間の追加はできません。

**Q5. 3号特例期間中と重複する3号期間以外の期間が判明した場合、重複期間に引き続く期間についてどのように扱うのか。**

A.

単に第3号被保険者該当関係届が未届の場合であって、3号特例届により保険料納付済期間とされた期間に重複する3号期間以外の期間が事後的に判明した場合は、年金確保支援法は適用されません。重複期間に引き続く期間については、従前の3号特例としてください。（新たに3号特例届をとる必要はありません）

※3号特例届は、過去の未届期間であった全期間について第3号被保険者としての資格の確認を行い、届出日以降、保険料納付済期間に算入するものであるため、判明した3号期間以外の期間に引き続く3号期間についても、最初の3号特例届によって第3号被保険者資格の確認が行われていることから、当該3号期間を未届期間とはせず、3号特例届の届出日以降、保険料納付済期間となります。

**Q 6. 死亡失権（50-01）処理を行った後、死亡届出者の続柄に入力誤りが判明した場合、再裁定の進達は必要か。**

A.

死亡失権処理と同サイクルで判明したときは、支払部各支払グループへ死亡失権処理の取消依頼をし、取消確認後再入力をしてください。

死亡失権処理の翌サイクル以降に判明したときは、以下の対応となります。

(1) 続柄7で入力すべきところ、続柄1～6で入力した場合。⇒再裁定必要

なお、下記の理由から入力誤りが判明した時点で業務渉外部債権調査グループ告知担当（03-5843-9303）又は収納担当（03-5843-9305）へ電話連絡をしてください。

- ・過払いがある場合、本来債務者調査のうえ、告知すべきところ、調査を行わず、死亡届出人宛に告知される場合があるため。
- ・死亡後に介護保険料等の特別徴収がある場合、本来市町村宛告知になるべきところ、告知しない旨の通知が出力され、誤って遺族に還付してしまうため。

(2) 続柄1～6で入力すべきところ、続柄7で入力した場合。⇒再裁定不要  
(未支給処理の際、正しい続柄で処理をします)

なお、下記の理由から入力誤りが判明した時点で業務渉外部債権調査グループ収納担当（03-5843-9305）へ電話連絡をしてください。

- ・本来告知すべきでない者について、死亡後支払分について告知すべく、債務者調査を行ってしまうため。
- ・死亡後に介護保険料等の特別徴収がある場合、本来告知しない旨の通知を送付すべきところ、誤って市区町村に告知してしまうため。

※上記(1)(2)とも、業務渉外部債権調査グループへ連絡した旨を未支給請求書の余白へ記載してください。

※氏名や住所の入力誤りの場合は、再裁定不要です。未支給処理の際に正しく入力しますので、支払部各支払グループへご相談ください。また、正確

源泉については、死亡失権（５０－０１）入力時の氏名・住所に基づき作成されるため、正しい宛先の正確源泉作成については、支払部各支払グループへご相談ください。

※死亡年月日の入力誤りの場合は再裁定になりますが、入力誤りが判明した時点で業務渉外部債権調査グループ告知担当（０３－５８４３－９３０３）又は収納担当（０３－５８４３－９３０５）へ電話連絡をしてください。また、様式１２７－２号に業務渉外部債権調査グループへ連絡した旨を記載してください。

**Q7. 国民年金の任意加入被保険者が満額の老齢基礎年金を受給できる月数を超えて納付した保険料については還付することができるが、3号特例届を届出したことにより、満額の老齢基礎年金を受給できる月数を超えた場合も、保険料を還付し再裁定となるのか。**

A.

3号特例届の効力は、届出日以降において該当する期間を保険料納付済期間に算入するものであるため、満額の老齢基礎年金を受給できる月数に達した時点は、3号特例届を届け出た日となります。したがって、3号特例届を届出したことにより、保険料納付済期間等が満額の老齢基礎年金を受給できる月数を超えたとしても、届出日の属する月前の期間について納付された任意加入期間の保険料は還付することはできません。よって、任意加入期間に変更はないことから、再裁定とはなりません。

※「国民年金の任意加入被保険者が満額の老齢基礎年金の受給が可能となる月数に達した後に納付した保険料の取扱いに関する質疑応答集《2訂》」問（12）参照

なお、同様に中国残留邦人等の特例により公費充当日から満額の老齢基礎年金を受給している場合も、還付することはできませんのでご注意ください。

**Q 8. 中国残留邦人等の対象者の新規裁定をしたところ、資格記録では納付済み期間のみであるが、免除期間として決定された。納付済期間とする再裁定依頼は必要か。**

A.

中国残留邦人等の対象者については、平成20年の改正政令及び平成21年の改正政令により、永住帰国前のみなし被保険者期間のほか、帰国後の国民年金の被保険者期間及び脱退手当金支給済期間についても保険料納付済期間とされています。その場合の資格記録は、永住帰国前の期間はH納付と表示され、永住帰国後の期間はA納付と表示されます。

受給権発生年月日を平成8年4月1日とした場合、中国残留邦人等の被保険者期間は免除期間又は未納期間であることから、免除期間として決定され、納付済期間とする再裁定処理が必要となります。再裁定依頼については、本部にて対象者の管理をしているため、必要ありません。

なお、A納付期間については、本人納付済期間なのか公費充当による納付済期間なのかによって受給要件に算入できる時期が異なるため、注意が必要です。

A納付期間について確認したい場合は、業務管理部業務調整グループ（03-5344-1130）へ照会してください。

※中国残留邦人等の特例については、下記を参照してください。

- ・「社会保険業務センターつうしん」平成8年3月号・4月号
- ・平成20年2月 8日庁保険発0208001号
- ・平成21年4月30日庁保険発0430001号

**Q 9. 判明した厚年期間が旧令共済組合員期間（以下、「旧令期間」という。）と重複している可能性がある場合の対応方法は。**

A.

厚年期間が旧令期間と重複している場合、重複している旧令期間の月数を削除する必要があります。旧令期間は、原簿には月数しか表示されないため、期間については業務渉外部渉外グループ旧令担当（03-5843-9314）に確認してください。

厚年期間と旧令期間の重複していない事が確認できた場合は、様式127号の特記事項欄に、旧令期間の自至年月を記載してください。

厚年期間と旧令期間の重複している事が判明した場合は、業務渉外部渉外グループ旧令担当より「旧令期間の内訳が確認できる書類」を取り寄せたうえ、様式127号に添付して進達してください。また、仮計算書の試算にも注意してください。

ただし、旧令期間が39月の場合は、期間が昭和17年6月～昭和20年8月であることが明らかなため、業務渉外部渉外グループ旧令担当への確認の必要はありません。様式127号の特記事項欄に「旧令期間削除あり」と記載して進達してください。

なお、当時の加算通知がある場合は、同通知の写しを様式127号に添付して進達してください。

※旧令共済加算期間は昭和17年6月～昭和20年8月の期間で、最大39月です。（厚生年金保険法附則第28条の2）

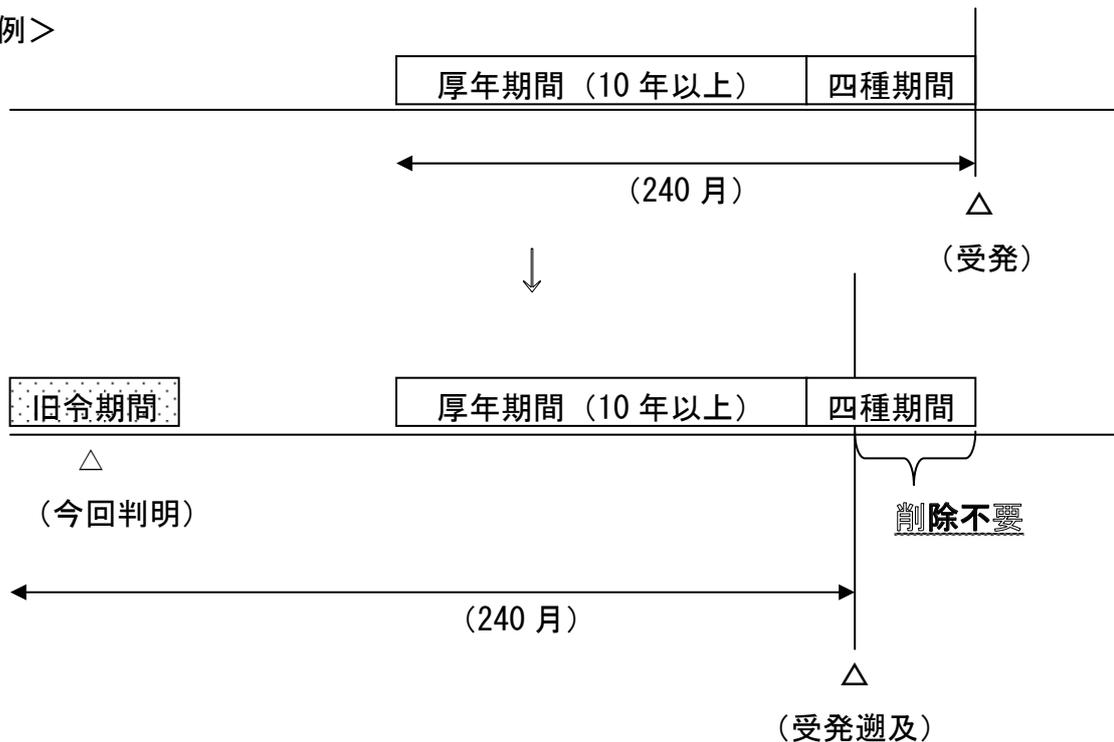
**Q10. 第四種被保険者期間を有する者に旧令期間が判明したことにより、受給権発生年月日が第四種被保険者の資格喪失前まで遡及することとなった場合、第四種被保険者期間の削除は必要か。**

A.

第四種被保険者の資格を喪失するのは、旧厚生年金保険法第17条第2号に「第42条第1項第1号から第3号までのいずれかに規定する被保険者期間を満たしたとき。」とあり、「受給権を確保したとき。」との記述ではないため、旧令期間を含め受給権を確保できたことを理由に第四種被保険者の資格を喪失させることはありません。よって、第四種被保険者期間の削除は不要です。

※年金給付業務処理マニュアル IV-18「旧令共済組合員期間照会の進達」  
参照

<例>



Q 1 1. 通算老齢年金の再裁定において、「通算対象期間の確認が必要です」と返戻された場合、通算対象期間の確認に必要な書類は。

A.

再裁定の審査では、受給権発生時点の記録によって受給要件を満たすかを確認します。通算対象期間は、受給要件・受給権発生年月日に関わるため、その期間が不明な場合、通算対象期間を確認できる書類を添付してください。

添付書類のうち、主なものは以下のとおりです。

- ・ 共済組合員の期間を確認する場合は、「年金加入期間確認通知書」もしくは「通算対象期間確認通知書」。
- ・ 配偶者のカラ期間の場合は、配偶者の被用者年金各法の加入期間を確認できる書類及び婚姻期間の確認できる戸籍謄本等。
- ・ 恩給を受給していた場合は、カラ期間の対象となるので、起算月・給与初月等が記載されている恩給証書の写し等。

※恩給証書の起算月の取り扱いについては、「国民年金・厚生年金保険・年金給付関係業務取扱要領（裁定編）」P. 310参照

Q 1 2. 平成23年5月号の【再裁定ヘルプデスク電話照会事例Q&A】  
Q 2 1の〈再取得失権の見抜き方フロー〉(P. 11)に(同月の資格取得・喪失の場合は除く)とあるが、どのような場合か具体例を示してほしい。

A. 次頁参照

<具体例>

大正1年12月生 (60歳:昭和47年12月 65歳:昭和52年12月)

受給権発生年月:昭和52年12月 (65歳)

通算対象期間:共済84月 <昭和40年4月~昭和47年4月>

\*60歳時点では12月未満のため、要件不該当(期間追加前)

整番	年月日	種別	月・賞	原因	期間	
1111-アアア (111111) -111111	昭 37.02.01	1	016	1	029	*今回判明期間
☆	昭 39.07.01			4		
1111-アアイ (111111) -111112	昭 47.05.01	1	072	2	010	
	昭 48.03.01			4		0230 受発
1111-アアウ (111111) -111113	昭 48.04.01	1	056	2	002	再取得失権 (50-02)
	昭 48.06.01			4		0231 受発
1111-アアエ (111111) -111114	昭 48.07.01	1	092	2	001	再取得失権 (50-02)
	昭 48.07.10			4		0232 受発
1111-アアオ (111111) -111115	昭 48.08.01	1	060	2	001	再取得失権 (50-02)
	昭 48.09.26			4		
1111-アイア (111)11) -111116	昭 48.09.28	1	060	2	001	本来、同月内の喪失・取得の場合も再取得失権となる。しかし、受発月に失権となるため年金の支給が全くない原簿の作成となり、新規裁定を行うにも、年金コードの数が限られているため、便宜上、再取得失権処理(新規裁定)を行わない。
	昭 48.10.20			4		
1111-アイイ (111)11) -111117	昭 48.10.24	1	064	2	005	
	昭 49.03.01			4		
1111-アイウ (111)11) -111118	昭 49.03.04	1	076	2	001	
	昭 49.03.10			4		0233 受発
1111-アイエ (111111) -111119	昭 49.04.01	1	068	2	003	再取得失権 (50-02)
	昭 49.07.01			4		0234 受発
1111-アイオ (111111) -111120	昭 49.10.01	1	100	2	038	再取得失権 (50-02)
	昭 52.12.01	1	100	3	007	0235 受発 (65歳)
	昭 53.07.01			4		

期間追加により60歳時点で要件該当となるため、0230の受発が昭和52.12→昭和48.03へ遡及する。そのため、以後の取得・喪失による再取得失権及び新規裁定を行う。

本来、同月内の喪失・取得の場合も再取得失権となる。しかし、受発月に失権となるため年金の支給が全くない原簿の作成となり、新規裁定を行うにも、年金コードの数が限られているため、便宜上、再取得失権処理(新規裁定)を行わない。

5. 市町村（合併・住所表示変更等）・金融機関（合併・各種変更）に関するお知らせ

【年金給付部 給付企画グループ】

○ 【情報提供】市制施行に伴う住所表示等の変更

（平成 23 年 11 月日 給付情 2011-183）

平成 23 年 11 月 11 日に市制施行された「石川県野々市市」に関する情報提供を行ったものです。

○ 【情報提供】金融機関の合併及び店舗名称変更

（平成 23 年 11 月 1 日 給付情 2011-184（平成 23 年 12 月 15 日支払から変更））

（平成 23 年 12 月 1 日 給付情 2011-203（平成 24 年 1 月 13 日支払から変更））

金融機関・店舗名称変更に関する情報提供を行ったものです。

## 市制施行に伴う住所表示等の変更（情報提供）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター				年金事務所				
	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G	国年G	年給G	記録G	適用課	徴収課	国年課	記録課	相談室
	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	○			

## 本部関係部

厚生年金保険部、国民年金部、年金相談部、  
基幹システム開発部、業務管理部、支払部、障害年金業務部、  
業務渉外部、記録管理部

## 目的・趣旨

平成23年11月11日施行される「石川県野々市市」の市制施行について情報提供いたします。

## ポイント（内容）

○「石川県野々市市」・石川郡野々市町が「野々市市」となる事に伴い、各ファイルの住居表示を一括変更処理します。詳細は別紙1をご確認ください。

照会先  
本部 年金給付部 給付企画G  
担当 菊池・若月  
連絡先  
(直通) XXXXXXXXXX

[別紙1]  
平成23年10月27日  
給付企画G

### 市制施行に伴う住所表示等の変更について

平成23年11月11日に施行される「野々市市」の市制施行については、各ファイルの住居表示を一括変更処理し対応することとする。

#### 1. 合併する地域及び新市名称

##### (1) 石川県

石川郡野々市町が市制に移行し、「野々市市」となる。

#### 2. 市区町村（住所）コードテーブルの修正内容

##### (1) 市区町村コードテーブル（高井戸）

市区町村名 【野々市市】		市区町村コード		
		国年	厚年	船保
現行	イカゲンノイマ	34600344	34160344	34810344
新	ノイシ	34600212	34160212	34810212

##### (2) 住所コードテーブル（三鷹）

市区町村名 【野々市市】		市区町村コード
現行	イカゲンノイマ	34344
新	ノイシ	34212

### 3. 修正時期

#### (1) 平成23年11月11日施行分

適用・徴収処理……平成23年11月11日より稼動

裁定処理……平成23年11月17日裁定日分より稼動  
(平成23年11月11日入力処理分より)

支払処理……(新裁分)

平成24年1月随時払分より稼動

(諸変更分)

平成23年12月定期支払分より稼動

諸変更処理……平成23年11月11日入力分より稼動

債権処理……平成23年12月調定分より稼動

### 4. 年金給付システムに係る修正

#### (1) 受給権者原簿及び諸変更について

裁定原簿は市区町村コード、郵便番号、原簿住所をもとに住所一括変更12月定期支払処理にむけて行う。すでに合併前の旧住所で入力済みの住所変更届については、1月随時支払にむけて一括変更を行う。

#### (2) 債権管理簿について

平成23年12月調定分及び12月1日発送の督促状から新住所とするために、郵便番号をもとに住所変更の対象者を抽出し、補正リストを作成する。(住所変更処理については、別途、連絡票を起票し、業務部において行う。)

#### (3) 共済情報交換について

共済情報交換処理における疑市区町村名称テーブルについて、修正を行う。修正時期については、市町村合併日後の共済情報交換処理までに行うものとする。

#### (4) 住民基本台帳ネットワークにかかる情報交換について

住民基本台帳ネットワークにかかる情報交換処理における照会要求ファイルについて修正を行う。修正時期については、受給権者原簿の一括変換と同期をとるものとする。

## 5. 記録管理システムに係る処理

### (1) 国民年金被保険者ファイルについて

平成23年11月11日施行分については平成23年11月11日より、入力及び照写を可能とする。

旧住所で入力されているものについても市区町村コード等をもとに一括変更し、平成23年11月21日より、新住所で照写する。

### (2) 厚生年金保険被保険者ファイル、船員保険被保険者ファイルについて

市区町村コードテーブルを修正し、平成23年11月11日施行分については平成23年11月11日より、入力及び照写を可能とする。

旧住所で入力されているものについても市区町村コード等をもとに一括変更し、平成23年11月11日施行分については平成23年11月14日より新住所で照写する。

### (3) 基礎年金番号管理ファイルについて

加入制度または受給権者原簿のスケジュールに沿って変更し、また、制度未加入者については、平成23年11月11日施行分については平成23年11月14日より新住所で照写する。

### (4) 共済組合員情報ファイルについて

各共済組合から定期的に回付される異動データに基づき変更する。

## 6. 郵便番号辞書ファイル・住所辞書ファイルについて

平成23年11月11日施行分については平成23年11月11日より入力及び照写を可能とする。

## 金融機関の合併及び店舗名称変更（情報提供）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター				年金事務所				
	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G	国年G	年給G	記録G	適用課	徴収課	国年課	記録課	相談室
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	○			

## 本部関係部

厚生年金保険部、国民年金部、基幹システム開発部、業務管理部、支払部、障害年金業務部、業務渉外部

## 目的・趣旨

金融機関の合併及び店舗名称変更についてご連絡します。

## ポイント（内容）

12月15日支払からの変更となります。

変更となる金融機関・店舗名につきましては別添参照願います。

照会先  
 本部 年金給付部 給付企画G  
 担当 菊池・若月  
 連絡先  
 (直通) XXXXXXXXXX

## 銀行・信金

金融機関名コード	旧店舗名称	新店舗名称	実施時期(年月日)
0167 山陰合同銀行	ヨナゴチユウオウ 米子中央出張所	ヨナゴチユウオウ 米子中央代理店	平成23年11月21日
1881 高知信用金庫	ホンマチ 本町	ホンテン 本店営業部	平成23年10月11日
1470 福井信用金庫	ヒノデ 日之出	ミュキ 御幸	平成23年11月18日
2451 愛知県中央信用組合	タカハマヒガシ 高浜東	タカハマ 高浜	平成23年11月25日
2092 いわき信用組合	ナカノサク 中之作	エナ 江名	平成23年11月18日
1204 桐生信用金庫	タテバヤシ 館林	オオイズミ 大泉	平成23年11月14日
1333 東京三協信用金庫	アダチ 足立	イタバシ 板橋	平成23年12月5日
1401 富山信用金庫	コスギチユウオウ 小杉中央	イミズ 射水営業部	平成23年11月21日
1386 山梨信用金庫	シラネ 白根	オガサハラ 小笠原	平成23年11月14日
1386 山梨信用金庫	カミヤ 上谷	ヤムラ 谷村	平成23年12月12日
1033 遠軽信用金庫	ニシマチ 西町	ニシマチ 西町出張所	平成23年11月7日
1635 大阪市信用金庫	ハナポート はなぽーと	ツルミ つるみ	平成23年11月14日
1635 大阪市信用金庫	イマザト 今里	ヒガシナリ 東成	平成23年11月14日
1635 大阪市信用金庫	キヨウバシ 京橋	ミヤコジマホンドオリ 都島本通	平成23年11月14日
0119 秋田銀行	ヨコテエキマエ 横手駅前	ヨコテジョウリ 横手条理	平成23年10月21日
0119 秋田銀行	ヨコテニシ 横手西	ヨコテジョウリ 横手条理	平成23年10月21日
2616 淡陽信用組合	ヒヨウゴ 兵庫	コウベ 神戸	平成23年10月11日
0190 西日本シティ銀行	メイノハマ 姪浜	メイノハマエキマエ 姪浜駅前	平成23年9月12日
0190 西日本シティ銀行	クルメニシマチ 久留米西町	クルメ 久留米営業部	平成23年9月12日
0179 佐賀銀行	トクスエ 徳須恵出張所	カラツ 唐津	平成23年3月7日
0158 京都銀行		ダイニチ 大日	平成23年10月17日 新設
0158 京都銀行		オウジ 王寺	平成23年10月24日 新設
0009 三井住友銀行		ヤチヨミドリガオカ 八千代緑が丘出張所	平成23年11月14日 新設
0009 三井住友銀行		マツイヤマテ 松井山手出張所	平成23年11月14日 新設
1860 愛媛信用金庫		ミシマ 三島	平成23年11月7日 新設

農協等

旧農協名/県コード	旧店舗名称	新農協名/県コード	新店舗名称	実施時期(年月日)
3017 新潟みらい農協	ニイガタミライウスイ 臼井	3017 新潟みらい農協	ニイガタミライシロネミナミ しろね南	平成23年11月26日
3017 新潟みらい農協	ニイガタミライコバヤシ 小林	3017 新潟みらい農協	ニイガタミライシロネミナミ しろね南	平成23年11月26日
3017 新潟みらい農協	ニイガタミライシヨウゼ 庄瀬	3017 新潟みらい農協	ニイガタミライシロネミナミ しろね南	平成23年11月26日
3017 新潟みらい農協	ニイガタミライネギシ 根岸	3017 新潟みらい農協	ニイガタミライシロネキタ しろね北	平成23年11月26日
3017 新潟みらい農協	ニイガタミライシロネ 白根	3017 新潟みらい農協	ニイガタミライシロネキタ しろね北	平成23年11月26日
3017 新潟みらい農協	ニイガタミライミナミ みなみ	3017 新潟みらい農協	ニイガタミライシロネミナミ しろね南	平成23年11月26日
3017 新潟みらい農協	ニイガタミライオオワシ 大鷲	3017 新潟みらい農協	ニイガタミライシロネキタ しろね北	平成23年11月26日
3026 京都やましろ農協	キョウトヤマシロミマキ 御牧	3026 京都やましろ農協	キョウトヤマシロクミヤマチヨウ 久御山町	平成23年11月25日
3026 京都やましろ農協	キョウトヤマシロサヤマ 佐山	3026 京都やましろ農協	キョウトヤマシロクミヤマチヨウ 久御山町	平成23年11月28日
3043 阿蘇農協	アソハクスイチュウオウ 白水中央	3043 阿蘇農協	アソアソミナミチュウオウ 阿蘇南中央	平成23年9月24日
3043 阿蘇農協	アソタカモリチュウオウ 高森中央	3043 阿蘇農協	アソアソミナミタカモリ 阿蘇南高森	平成23年9月24日
3043 阿蘇農協	アソソウチチュウオウ 蘇陽中央	3043 阿蘇農協	アソアソミナミソウ 阿蘇南蘇陽	平成23年9月24日
9487 八幡浜漁協	ヤワタハマ 本所	9487 愛媛信漁連	エヒメシンギョレンホンショ 本所	平成23年12月1日
9487 八幡浜漁協	ヤワタハマミカメ 三瓶	9487 愛媛信漁連	エヒメシンギョレンホンショ 本所	平成23年12月1日
9487 八幡浜漁協	ヤワタハママチミ 町見	9487 愛媛信漁連	エヒメシンギョレンホンショ 本所	平成23年12月1日
9487 八幡浜漁協	ヤワタハマセト 瀬戸	9487 愛媛信漁連	エヒメシンギョレンホンショ 本所	平成23年12月1日

## 金融機関の店舗名称変更（情報提供）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター				年金事務所				
	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G	国年G	年給G	記録G	適用課	徴収課	国年課	記録課	相談室
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	○			

## 本部関係部

厚生年金保険部、国民年金部、基幹システム開発部、業務管理部、支払部、障害年金業務部、業務渉外部

## 目的・趣旨

金融機関の店舗名称変更についてご連絡します。

## ポイント（内容）

1月13日支払からの変更となります。

変更となる金融機関・店舗名につきましては別添参照願います。

照会先  
 本部 年金給付部 給付企画G  
 担当 菊池・若月  
 連絡先  
 (直通) XXXXXXXXXX

## 銀行・信金

金融機関名コード	旧店舗名称	新店舗名称	実施時期(年月日)
0182 肥後銀行	チカミ 近見	リキゴウチカミ カ合近見	平成23年12月5日
1710 しまね信用金庫	トンバラ 頼原	キスキ 木次	平成23年12月12日
1386 山梨信用金庫	キタ 北	ユムラ 湯村	平成23年12月19日
1386 山梨信用金庫	ミサカ 御坂	イサワ 石和	平成23年12月19日
0009 三井住友銀行	ヒロオガーデンヒルズ 広尾ガーデンヒルズ出張所	ヒロオ 広尾	平成23年12月19日
0116 北海道銀行	ヒラオカパーク 平岡パーク出張所	ヒラオカパーク 平岡パーク	平成23年11月14日
1440 金沢信用金庫	オウギガオカ 扇が丘	ヌカ 額	平成23年12月19日
1440 金沢信用金庫	ヘイワマチ 平和町	テラマチ 寺町	平成23年12月19日
1440 金沢信用金庫	アカサカ 赤坂	ジヨウナン 城南	平成23年12月19日
1750 広島信用金庫	フクヤマコウナン 福山光南	フクヤマ 福山	平成23年10月3日
0140 第四銀行	ホンチヨウキタ 本町北	スミヨシチヨウ 住吉町	平成23年11月14日
0191 北九州銀行		ノオガタ 直方	平成23年11月21日 新設
0191 北九州銀行		シングウ 新宮	平成23年11月28日 新設
1611 京都中央信用金庫	ジャスコクミヤマ ジャスコ久御山出張所	クミヤマ 久御山	平成23年9月18日
0155 百五銀行	ツニシ 津西	ツシンマチ 津新町	平成23年10月24日

農協等

旧農協名/県コード	旧店舗名称	新農協名/県コード	新店舗名称	実施時期(年月日)
3008 ひたち野農協	ヒタチノタカハマ 高浜	3008 ひたち野農協	ヒタチノ 本店	平成23年11月28日
3008 美野里町農協	ミノリマチタケハラ 竹原	3008 美野里町農協	ミノリマチ 本所	平成23年11月28日
3010 佐波伊勢崎農協	サワイセサキトヨウケ とようけ	3010 佐波伊勢崎農協	サワイセサキミナミ 南	平成23年12月10日
3010 佐波伊勢崎農協	サワイセサキナワ なわ	3010 佐波伊勢崎農協	サワイセサキミナミ 南	平成23年12月10日
3010 佐波伊勢崎農協	サワイセサキサンノウドウ さんのうどう	3010 佐波伊勢崎農協	サワイセサキミナミ 南	平成23年12月10日
3017 えちご上越農協	エチゴジヨウエツヒダ 斐太	3017 えちご上越農協	エチゴジヨウエツアライ 新井	平成23年12月10日

編集発行

日本年金機構本部 年金給付部

〒168

都杉並区高井戸西3丁目5番24号

TEL. 